

売買による徴利

——モハトラ論の生成と展開—— (5)

藤 田 貴 宏

XIV

サラス説登場以降のモハトラ論の動向は、アントニオ・エスコバル・イ・メンドーサAntonio Escobar y Mendoza(1589-1669年)による『イエズス会の諸博士24名によって解き明かされた道德神学の書Liber theologiae moralis, viginti et quatuor Societatis Iesu doctoribus reseratus』(1644年初版。以下『道德神学の書』と略称)の改訂過程にも看取できる。この『道德神学の書』は、『道德神学の全問題に関する聴罪師による糾明並びに悔悛者の実践Examen de confessores y práctica de penitentes en todas las materias de Theologia moral』(1630年初版)をラテン語で大幅に改訂増補したもので、表題にも示唆されている通り、イエズス会に属する諸論者¹⁾の見解の要約紹介も兼ねた簡

1) エスコバルが『道德神学の書』の中で言及する「24名のイエズス会士viginti quatuor Societatis Iesu doctores」には、本稿で既にふれたモリナ、トレド、アソル、サラス、ライマン、フワン・デ・ルーゴ、レベロ、ルノー、レッシウス、カストロ・パラオ、ファグンデス、ゴードン、フィリウッチの14名の他に、フランシスコ・スアレスFrancisco Suárez(1548-1617年)、ガブリエル・バスケスGabriel Vásquez(1549/51-1604年)、グレゴリオ・デ・バレンシアGregorio de Valencia(1549-1603年)、トマス・サンチェス・デ・アビラTomás Sánchez de Ávila(1550-1610年)、フランシスコ・デ・ルーゴFrancisco de Lugo(1580-1652年：フワンの弟)、ジル・ド・コニックGiles de Coninck(1571-1633年)、マヌエル・デ・

便な聴罪手引書としてヨーロッパ規模で版を重ね流布した。当初、『道徳神学の書』において「モハトラ」について言及されていたのは、第2論考²⁾の「大罪を一つ一つ列挙して、告解一般及び個々の告解に如何にして専心すべきか教示し、あるいはむしろ、信徒の一般的義務と各身分職業に特有の義務を解明する *Cuncta peccata mortalia recenseo poenitentem instruens, quonammodo generali confessioni, aut particulari operam navare debeat sive geneales fidelis obligationes sive status cuiusvis speciales evolvendo*」と題された糾明3の第12章「商人等の諸大罪について *De peccatis mortalibus mercatorum*」の一節(第76番³⁾)である。そこでは、「商品の消費のために買主を探し、他人の商品を提供する人々 *ii, qui ad mercium consumptionem emptores querunt, et alienas merces offerunt*」、つまり、「商品仲買人 *procurator mercium*」等の「大罪 *crimina lethalia*」が例示されており、その一つが、「不正な借財、スペイン語で言えば、<モハトラ> *iniustae versurae, quod Hispanice exposuero*

サManuel de Sá(1530-96年)、ペドロ・ウルタド・デ・メンドーサPedro Hurtado de Mendoza(1578-1641年)、ガスバル・ウルタドGaspar Hurtado(1575-1647年)、ディエゴ・グラナドDiego Granado(1571-1632年)、ルイス・トーレスLuis Torres(1562-1655年)、ニココロ・バルデッリNiccolò Baldelli(1589-1655年)の12名が含まれ、合計25名となるはずであるが、ルーゴ兄弟は「両ルーゴ *Lugo uterque*」と表記され1名として扱われている。

- 2) 表題には「第二の封印つまり諸々の罪を解く道徳哲学の書の第二論考、そこでは、罪一般、七つの大罪、各々の信徒が特有の仕方て犯しがちな重大な過ち全てに関わる諸事項について解明される *Tractatus secundus Libri Theologiae Moralis aperiens sigillum secundum, sive peccata: ubi materiae de peccatis in communi, de septem peccatis capitalibus, et universis mortalibus delictis, quae in particulari a cunctis fidelibus committi assolent enodantur*」とある。
- 3) “<76. 商品仲買人のやり口>「商品の消費のために買主を探し、他人の商品を提供する人々の大罪を例示せよ」。徴利的な契約の締結を仲介し、それを助成した。商品を自分のために購入したので、より高値で入手するであろう他の買主を探さなかった。そのような価格を超えて支払うであろう買主の存することを認めず、大きな差益を自らに留保した。不正な借財、スペイン語で言えば、<モハトラ>をあっせんした。乾いた為替の契約を結んだ。「これらはその都度罪となる。」”(*Liber theologiae moralis*, 279-280.引用は1644年リヨン刊初版による。)

Mohatras」のあっせんであった。ここに言う「モハトラ」が、金銭を借り入れる代わりに高値で商品を掛け買いする取引を指すのだとしても、「大罪」に問われるのは、商品を掛け売りした後で安値で自ら買い戻す商人ではなく、商人と買主の間を取り持つ「商品仲買人」自身である。また、直前に列挙された「商人mercator」等の「大罪peccatum lethale」(第75番)の中に「モハトラ」は見当たらない⁴⁾。エスコバルが、商人による買戻型モハトラそのものを「大罪」と見なしているのか否か、本章の叙述からは読み取るのは困難である。

その一方で、第3論考⁵⁾の「有償契約の第一の問題をめぐる正義と法、すなわち、売買についてDe iustitia et iure, circa materiam primam de contractibus onerosis, scilicet de emptione et venditione」と題された糾明6の第4章「売買に関わるその他の諸問題についてDe aliis pertinentibus ad venditionem」第51番の一節⁶⁾では、「同じ物の異なる価格による往復的な売買は正義に反するのかemptio et venditio eiusdem rei reciproca, diverso pretio, est ne contra iustitiam?」問われている。ここに言う「同じ物の異なる価格による往復的な売買emptio et venditio eiusdem rei reciproca, diverso pretio」が買戻型モハトラに当たることは明らかであり、エスコバルは、この問いに、「売買が常に正当価格の範囲内で為されているならば、否non, si venditio et emptio semper

4) Liber theologiae moralis, 278-279.

5) 表題には、「第三の封印つまり正義を開く道徳哲学の書の第三論考、そこでは、正義と法、すなわち、所有権、原状回復、契約一般、無償契約、消費貸借からの利得つまり徴利、売買、定期金、為替、有償契約、射幸契約その他に関わる諸事項について解明されるTractatus tertius Libri Theologiae Moralís, reserans sigillum tertium, hoc est, iustitiam: ubi de iustitia et iure materiae, scilicet de dominio, de restitutione, de contractibus in communi, de contractibus gratuitis, de lucro ex mutuo, quod est usura, de emptione et venditione, de censibus, de cambiis, de contractibus onerosism, de contractibus ubi fortuna et aliis evolvuntur」とある。

6) “「同じ物の異なる価格による往復的な売買は正義に反するのか」。売買が常に正当価格の範囲内で為されているならば、否。ただし、商人が売却した相手から直ちに安値で購入する目的で売却するならば、徴利を匂わせ、しばしば隣人愛に違背し得るから、[そのような売買は]当然非難されねばならないと私は結論づけた。”
(Liber theologiae moralis, 364.)

intra latitudinem iusti pretii sit facta」と答えている。ただし、掛売額と買戻額が共に「正当価格の範囲内intra latitudinem iusti pretii」に収まり、「正義 iustitia」に反しないからといって、「同じ物の往復的売買emptio et venditio eiusdem rei reciproca」がそのまま許容されるわけではない。エスコバルによれば、「商人が売却した相手から直ちに安値で購入する目的で売却する mercator eo fine vendat, ut statim emat minoris ab eo, cui vendiderat」場合、「徴利を匂わせ、しばしば隣人愛に違背し得る sapit usuram, saepeque potest contra charitatem accidere」から、そのような商人による「同じ物の往復的売買」は、たとえ正当価格が遵守されているとしても、「当然非難されねばならない merito reprehendendam」とされる。つまり、買戻型モハトラは、正当価格の遵守によって「正義」に反しないだけでなく、「売却した相手から直ちに安値で購入する目的is finis, ut statim emat minoris ab eo, cui vendiderat」を欠いた掛け売りであるが故に「隣人愛charitas」にも違背しないとの条件で初めて許容されることになる。その判断の決め手としてエスコバルが言及した商人の上記「目的finis」は、三要件説における「買い戻す意図」を容易に想起させる。また、第3論考の主題である「正義」に加えて、隣人愛との関係でも買戻型モハトラの是非を吟味する二段構えの論法は、アスピルクエタ説(『手引』第23章第91番)やレッシュウス説に連なる特徴といえよう。簡潔な叙述ではあるが、ここに示されたエスコバルの見解は三要件説と符合する。

『道徳神学の書』は、各「糾明examen」の末尾の章において、前記24名のイエズス会士の見解に依拠する仕方で様々な良心事案を列举し、聴罪の指針を提示している。「同じ物の往復的売買」に言及した糾明6の第4章に続く第5章「上記の事柄をめぐるイエズス会の諸論客に依拠した実践Praxis circa praefata ex Societatis Iesu schola」第52番には、「布地を最高価格あるいは厳しい価格で掛け売りし、その後直ちに最低価格の現金払いで購入することは許されないのか licet ne vendere pannum credita pecunia pretio supremo, seu rigoroso, et postea illum statim numerata pecunia emere pretio infimo?」との問いがみえる⁷⁾。ここでも「モハトラ」という名称それ自体は用いられていないが、前章の「同じ物の異なる価格による往復的な売買」と同じく、あるいは

はそれ以上に、買戻型モハトラの特徴が的確に記されている。しかし、「私は、モリナと共に、約定に基づいてそれが為されない限り、それを為し得ると主張するcum Molina posse fieri assero, modo id non fiat ex pacto」とのエスコバルの解答は、イエズス会士等のモハトラ論の展開を踏まえるならば、奇妙と言わざるを得ない。モハトラについて論じたイエズス会士は、モリナ以外にも多数存在し、その多くが『道徳哲学の書』が掲げる24名⁸⁾に含まれている。その中で敢えてモリナ説に与したのであれば、「同じ商品を現金払いの安値で相手から買い戻す意図で掛け売りするcredito vendat, animo iterum pecunia numerata easdem viliori pretio ab illo emendi」⁹⁾か否かが決め手となるはずである。ところが、エスコバルは、その「買い戻す意図animus iterum emendi」ではなく、「約定pactum」の有無に着目しており、「モリナと共にcum Molina」という表現と相容れないばかりか、商人の「目的」に言及した前章の記述とも矛盾する。このように正確さや一貫性を欠いた記述にはエスコバルの迷いがあるいは見て取ることもできよう。『道徳神学の書』初版公刊の翌年(1645年)に早くも現れた第二版では、「イエズス会の諸論者に依拠した売買の問題をめぐる実践Praxis circa materiam de emptione et venditione ex Societatis Iesu auctoribus」との表題で、本章の良心事案が大幅に増補されたが¹⁰⁾、高値で掛け売りした布地を直ちに安値現金払いで買い戻す当事案は削除されてしまう。他方、第4章の往復的な売買に関わる議論はそのまま残された¹¹⁾。

『道徳神学の書』で買戻型モハトラが正面から取り上げられるのは、初版以来リヨンで三つの版を重ねた後に、1651年にブリュッセルで公刊された増補改訂版においてであり、同じテキストが1656年にパリとリヨンでも印刷され、決

7) “布地を最高価格あるいは厳しい価格で掛け売りし、その後直ちに最低価格の現金払いで購入することは許されないのか。私は、モリナと共に、約定に基づいてそれが為されない限り、それを為し得ると主張する。”(Liber theologiae moralis, 366.)

8) 前注1参照。

9) Disputatines, 153.

10) Liber theologiae moralis [Lyon, 1645], 405-412.

11) Liber theologiae moralis [Lyon, 1645], 403.

定版として定着する。この改訂増補版の第3論考の「諸契約の問題一般をめぐる正義についてDe iustitia, circa materiam de contractibus in communi」と題された糾明3の第6章「諸契約の問題一般をめぐるイエズス会の諸博士に依拠した実践Praxis circa materiam de copntractibus in communi ex Societatis Iesu doctoribus」冒頭には、イエズス会士のモハトラ論の総括ともいべき一節（第36番¹²⁾）が見出される。エスコバルは、「俗にモハトラと呼ばれる契約 contractus ille vulgariter Mohatra」として、「誰か金銭を必要とする者が商人から商品を最高価格で掛け買いし、直ちにその商人に現金払いの最低価格で売り戻すquis egens pecunia, emit pecunia credita a mercatore merces pretio summo, et statim ei pecunia numerata pretio infimo revendit」場合を想定し、それが「許容されるかlicitus sit?」問うている。商品を掛け買いし売り戻す買主の立場から表現されてはいるが、当該取引が許容されるか否かは、掛け売りし買い戻した商人の罪の有無に直結する。ここでエスコバルが依拠する「イエズス会の諸博士Societatis Iesu doctores」は、順に、レベロ、モリナ、サラスの3名である。まず、レベロの指摘として、当該契約が「カステイーリヤの諸法令において極めて重い刑罰をもって禁じられているin legibus Castellae

12) “「俗にモハトラと呼ばれる契約、すなわち、誰か金銭を必要とする者が商人から商品を最高価格で掛け買いし、直ちにその商人に現金払いの最低価格で売り戻す場合、その契約は許容されるのか、私は問う」。レベルスは、『諸義務論』第2部第9巻問題7第7番で、カステイーリヤの諸法令において極めて重い刑罰をもってそれが禁じられている旨指摘している。にもかかわらず、以下の点が充足される限り、当該契約は正当である。まず、明示の約定も黙示の約定も付されないこと。そして、商品の売却される価格が最高価格を上回らず、売り戻される際も最低価格を下回らないこと。というのも、そのような場合、売主と売戻人の何れにおいても正当価格が遵守されていることになるからである。これに対して、モリナは、『正義と法』第2巻第310論において、更に、最低価格で買い戻す意図に基づき商品が売却されていないことも求めている。一方、サラスは、『契約論考集』「売買論」疑問37で、この点が妨げにならない旨述べている。元本を超えるものが、約定されておらず、消費貸借の対価あるいは債務として期待もされていない場合、主として差益が意図されているにせよ、徴利は存しないというのがその理由である。”(Liber theologiae moralis [Bruxelles, 1651], 380.)

gravissimis poenis prohiberi」という点が確認されている。続けて、エスコバルは、「にもかかわらず、以下の点が充足される限り、正当である *attamen iustus est, hisce servatis*」と述べて、「明示の約定も黙示の約定も付されない *nullum pactum explicitum nec implicitum adhibendum*」こと、そして、「商品の売却される価格が最高価格を上回らず、売り戻される際も最低価格を下回らない *pretium, quo venduntur merces, non sit maius summo; nec cum revenduntur, non sit minus infimo*」ことの二つをモハトラの許容要件として挙げる。後者の要件は、勿論、「売主と売戻人の何れにおいても正当価格が遵守されている *iutum pretium tam in venditore, quam revenditore servatur*」という趣旨である。また、「黙示の約定 *pactum implicitum*」に言及する前者の要件は、「他人ではなく自らに売り戻すとの約定が少なくとも黙示に交わされている *pactum saltem implicitum interveniat, ut non alteri quam sibi revendat*」場合を「徴利的契約 *contractus usurarius*」とみなし無効としたレベロ説¹³⁾に由来するものと推測される。このレベロ説に、エスコバルは、「最低価格で買い戻す意図に基づき商品が売却されていない *merces non vendantur ex intentione, infimo pretio reemendi*」ことをモハトラの許容要件に追加したモリナ説を対置する。『道徳神学の書』初版に見えた不正確な理解は改善され、「買い戻す意図」の欠如をモハトラ許容の決め手と捉えるモリナ説の特徴が的確に捉えられている。しかし、そこには、「モリナと共に」という肯定的な表現は見当たらない。代わりに参照されたのが、モリナ説を退けるサラス説であった。上記二つの許容要件を満たす限り、商人は、商品の掛け売りによって代金債権を得る一方で、買主の自発的な売り戻しに応じて代金を支払ったにすぎない。そこでは、「元本を超えるものが、約定されておらず、消費貸借の対価あるいは債務として期待もされていない *nihil ultra sortem in pactum deducitur, nec speratur in pretium, aut debitum de iustitia, pro mutuo*」のであるから、利息付金銭消費貸借が隠蔽されているとはいえ、主として差益が意図されているにせよ、徴利は存しない *nulla est usura, etiamsi*

13) *Opus de obligationibus iustitiae*, 639.

auctarium principaliter intendatur」というわけである。

以上のようなエスコバルの叙述は、三要件説に対する二要件説の優位を説いたサラスの主張を、モリナ説とレベロ説を各説の代表として簡潔に紹介したものといえる。しかし、既に検討した通り、サラスの典拠引用自体、正確さを欠いており、三要件説と目される見解の多くが二要件説として整理されていた。レベロ説もその一つであり、「商人が誠実な心で黙示の約定さえもなく困窮者に売却した後、同じ商品を安値ではあるが正当価格で当の困窮者から購入する *candido animo mercator vendat indigentibusque ullo pacto etiam implicito, postea vero easdem merces minori pretio, iusto tamen ab eodem indigente emat*」ならばモハトラを正当とみなすとの主張¹⁴⁾は、「単に正当価格で売却しただけで、買い戻しを意図していなかった *simpliciter vendidisset iusto pretio, de reemptione non cogitans*」場面を論じたマツォリーニ説¹⁵⁾に由来したものであった。レベロは「黙示の約定」を「買い戻す意図」とほぼ同じ意味で用いていたのである。この点を看過したサラスの誤謬は、エスコバルによるモハトラ論の要約にもそのまま受け継がれている。その結果、『道徳神学の書』に聴罪実務の指針を求めた多くの読者たちは、レベロが主張しサラスが擁護する二要件説こそイエズス会士のモハトラ論の主流にあたと解したはずである。その一方で、著者のエスコバルその人の立場は最後まではっきりしない。というのも、「商人が売却した相手から直ちに安値で購入する目的で売却する」場合、「同じ物の往復的売買」は、たとえ正当価格が遵守されていても、「微利」の疑念をもたらし、「隣人愛」に違背し得るとの初版以来の主張は、ブリュッセル版以降も温存されていたからである¹⁶⁾。そのような自説との矛盾を孕んでいたにもかかわらず、この『道徳神学の書』の増補改訂版が二要件説の流布に果たした役割は、ルーズ説やオニャーテ説以上に大きかった。ブレイズ・パスカル Blaise Pascal(1623-62年)による著名なモハトラ論批判もまた、主としてこ

14) *Opus de obligationibus iustitiae*, 639.

15) *Summae Sylvestrinae pars secunda*, 389.r.

16) *Liber theologiae moralis* [Bruxelles, 1651], 418; [Paris, 1656], 523; [Lyon 1656], 523.

のエスコバル説を念頭に置いたものであった。

ポール＝ロワイヤル修道院に集うジャンセニストと親交を深めていたパスカルは、ジャンセニストに敵対するイエズス会士の教説を擲論する一連の書簡体の文書を匿名で著す。密かに出回り大きな反響を巻き起こしたそれらの文書は、その後、『プロヴァンシアル、別名、田舎の友人の一人やイエズス会の神父様がたに宛てて、神父様がたの道德論や政論を主題に、ルイ・ド・モンタルトによってしるされた書簡*Les provinciales ou les lettres écrites par Louis de Montalte a un provincial des ses amis et aux Révérendes Pères jesuites: sur le sujet de la Morale, et de la Politique de ces Peres*』との表題でまとめられ出版された(1657年初版。以下『プロヴァンシアル』と略称)。その第八書簡では、書簡の書き手(「私」とイエズス会士(「神父Pere」)の間の架空の対話の内容を友人に伝えるという形式で、不当に得た利益を返還を免れる多種多様な「巧妙な手法*subtiles methodes*」が皮肉混じりに紹介されており、「モハトラ契約*le contract Mohatra*」もその「最も見事な手法の一つ*une des meilleures*」として言及されている¹⁷⁾。以下、モハトラをめぐる「私」と神父の

-
- 17) “巧妙な手法については以上の通りですが、最も見事な手法から一つ選ばねばならないというのであれば、私の見るところ、それはモハトラ契約でしょう。モハトラ契約ですか、神父さん。そこで彼は言う。なるほど、あなたはそれが何かご存じないようですね。名称が奇妙なだけです。エスコバルが第3論考糾明3第36番でそれについて次のように説明してくれるでしょう。「モハトラ契約とは、直ちに現金払いの安値で同じ相手に売り戻すために布地を高値で掛け買いする契約である」と。モハトラ契約というのはこのようなもので、御覧の通り、それによってまとまった現金が手に入りますが、それを超える額について債務を抱えることとなります。でも、思うに、神父さん、エスコバル以外にそんな名称を用いた人はいなかったのではないですか。それについて述べている書物は他にありますか。神父は私に言う。やはり貴方はこれらの問題についてあまり通じておられないようです。ちょうど今年パリで印刷された道德神学に関する最新の書物がモハトラについて述べています、それも学識豊かに。その書物は、『諸要覧の総括』と題されていて、表題が示すように、「あらゆる神学要覧、とりわけ、我々の同士スアレス、サンチェス、レッシウス、ファグンデス、ウルタドの各神父その他の著名な決疑論者の神学要覧の概略」です。さて、その54頁には次のよう見えます。「モハトラとは、20ピストルを必要とする人が商人から布地を一年後に支

間で交わされるやり取りを辿りつつ、神父によって援用された典拠について検討しておく。「モハトラ契約」という耳慣れない名称に戸惑う「私」に対して、神父は、まず、エスコバルの『道徳神学の書』から、「モハトラ契約とは、直ちに現金払いの安値で同じ相手に売り戻すために布地を高値で掛け買ひする契約である *le contract Mohatra est celui par lequel on achette des estoffes cherement et à credit, pour les revendre au mesme instant à la mesme personne argent comptant et à bon marché*」との定義を引用している。引用元はブリュッセル版以降の増補改訂版で付け加えられた箇所（第3論考糾明3第36番）であるが、そこで「モハトラMohatra」と称されていたのは、先に見た通り、「誰か金銭を必要とする者が商人から商品を最高価格で掛け買ひし、直ちにその商人に現金払いの最低価格で売り戻す *quis egens pecunia, emit pecunia credita a mercatore merces pretio summo, et statim ei pecunia numerata pretio infimo revendit*」場合である。上記引用文とこの原文との間

払われる30ピストールで購入すると同時に、それらの布地をその商人に20ピストールで売り渡す場合である」と。モハトラが目新しい名称ではないことはこれによくお分かりですね。なるほど、神父さん。それでそもそもこんな契約が許されているのですか。神父は答える。エスコバルは先ほどの箇所で「極めて重い刑罰の下にそれを禁じる法令がある」と述べています。それでは役に立ちませんね、神父さん。彼は言う。全くそんなことはありません。というのも、エスコバルは、同じ箇所で、それを可能にする方策を示してくれているからです。「売却して買い戻す者の主たる意図が儲けることにあるとしても、売却時にその種の布地の最高価格を上回らず、また、買戻時に最低価格を下回らず、しかも、その買戻について明示の文言その他の仕方で予め約定してさえないければ」と彼は述べています。他方、レッシウスの『正義について』第2巻第21章考察16には、「たとえそれについて約定されていたとしても、利ざやを返還すべく義務づけられることは決してないが、例外として、利ざやを求める相手が困窮していた上に、こちらも不都合なくそれを返還できた場合、つまり、〈容易ニソウデキルナラバ〉、隣人愛から義務づけられるかもしれない」とあります。以上が言えることの全てです。確かに、神父さん、あまりに寛大すぎるのもよくないと思います。彼は言う。我々の神父がたはどのあたりが潮時がよくご存じなのです。モハトラの便利さはこれでもうよくお分かりでしょう。”(Les provinciales, 120-121.引用は1657年ケルン [アムステルダム] 刊の12折判テキストによる。『プロヴァンシアル』の書誌については、Oeuvres de Blaise Pascal, I (1886), Introduction, lix-lxiii.参照。)

には様々な齟齬が存する。まず、原文の「商品merces」という表現が「布地estoffes」という具体例に置き換えられている。本稿でも見てきたように、容易に転売可能な「布地pannum」は銀製品等と並んで、モハトラで売買される商品の典型であり、エスコバルも『道徳神学の書』の初版では、「布地を最高価格あるいは厳しい価格で掛け売りし、その後直ちに最低価格の現金払いで購入すること *vendere pannum credita pecunia pretio supremo, seu rigoroso, et postea illum statim numerata pecunia emere pretio infimo*」(糾明6第5章第52番)と述べていた。上記引用文もむしろこの初版の表現に近い。次に、原文に見える「最高価格*pretium summum*」や「最低価格*pretium infimum*」といった表現が省かれているため、正当価格との意味連関は薄れ、「御覧の通り、それによってまとまった現金が手に入りますが、それを超える額について債務を抱えることとなります *par où vous voyez qu'on reçoit une certaine somme comptant, en demeurant obligé pour davantage*」との神父の言葉にもあるように、売戻代金を上回る掛買債務の発生それ自体が強調されている。更に、原文では掛け買いと売戻しの継起が中立的に表現されているのに対して、引用文では、「直ちに現金払いの安値で同じ相手に売り戻すために *pour les revendre au mesme instant à la mesme personne argent comptant et à bon marché*」という目的を含意する構文が用いられている。

エスコバルの『道徳神学の書』から取り出されたモハトラの定義を聞いても満足できなかったのか、「私」は、更に「それについて述べている書物は他にありますか *y a-t-il d'autres livres qui en parlent?*」と問うている。そこで神父は、「ちょうど今年パリで印刷された道徳神学に関する最新の書物 *le dernier livre de Theologie Morale, qui a esté imprimé cette année mesme à Paris*」から、再度、モハトラの具体例を披露している。その書物とは、フランチェスコ会士でクエンカの修道院学校の神学教授を務めたフワン・デ・ソリア・イ・ブイトロン *Juan de Soria y Buitron* (生没年不詳) による『諸要覧の総括、あるいは、道徳神学の全領域にわたって最初に概括的に続いて個別に論じられるあらゆる事項の便覧 *Epilogus summarum sive amplissimum compendium rerum omnium, quae in universis materiis theologiae moralis tractantur primo in*

communi secundo in particulari] (1656年)である。この神学便覧は、表題頁に、「主にフランチェスコ会士ヘンリクス・ビリャロボス師の著述から採用され、これに、多くの諸博士、とりわけ、スアレス、サンチェス、レッシウス、ボナキーナ、ファグンデス、フルタドゥス、ディアナその他の人々の諸解決が加わっている *resumptum principaliter ex doctissimo Patre Fratrem Henrico Villalobos Franciscano, cui adhererit resolutiones variae plurimorum doctorum, praecipue Suarez, Sanchez, Lesii, Bonacinae, Fagundez, Hurtadi, Dianae, et ceteris*」とあるように、同じフランチェスコ会士でサラマンカの王立修道院の神学教師を務めたエンリケ・デ・ビリャロボス *Enrique de Villalobos* (?-1637年) による『道徳神学並びに教会法要覧 *Summa de la theologia moral y canonica*』(第1部1620年、第2部1629年初版)を主たる典拠とするもので、スアレス以下のイエズス会士の著作からの援用はあくまで補的な位置づけとなっている。ところが、神父は、フランチェスコ会士の著作であることには一言もふれることなく、イエズス会士ではないボナチーナの名も周到に取り除いた上で、この神学要覧を、「我々の同士スアレス、サンチェス、レッシウス、ファグンデス、ウルタドの各神父その他の著名な決疑論者の神学要覧の概略 *un abregé de toutes les Sommes de Theologie, pris de nos Peres Suare, Sanchez, Lessius, Fagundez, Hurtade, et d'autres Casuistes celebres*」であると紹介しており、モハトラ論をイエズス会士等に特有の教説であるかのように見せたいパスカルの意図が透けて見える。

グイトロンの『諸要覧の総括』は、概念の定義を扱う第1部と諸問題の解決を提示する第2部から成っており、神父が第1部から引用した頁には、「<モアトラ>とは、例えば20デナリウスを自らに相応しいものとして必要としている者が、同等の代価を得られないため、一年以内に30を弁済する条件で商人から商品を始め、直ちにその商品を同じ商人に代価20で売却する場合である *MOATRA est quando, qui habet necessitatem, verbi gratia, viginti denariorum accomodatorum ei, et non invenit simile pretium, tunc petit a mercatore mercem, ut triginta solvendum intra annum, et statim illam vendit ipso mercatori pro pretio, ut viginti*」とある¹⁸⁾。パスカルは、神父にこの一節

を、「モハトラとは、20ピストルを必要とする人が商人から布地を一年後に支払われる30ピストルで購入すると同時に、それらの布地をその商人に20ピストルで売り渡す場合である *le Mohatra est quand un homme qui a affaire de vingt pistoles, achette d'un Marchand des estoffes pour trente pistoles, payables dans un an, et les luy revend à l'heure mesme pour vingt pistoles comptant*」と訳させている。なお、ブイトロンは、この定義を前提に、第2部において、「モアトラを売却し、保証させる者は、たとえ厳しい価格であっても罪を犯さないが、正当価格を超えるならば、この限りではない *qui vendit moatram fideiussionem faciendon non peccat, licet sit in pretio rigoroso; secus si pretium iustum excedit*」と述べているが¹⁹⁾、この指摘は、ピリャロボスの『道徳神学並びに教会法要覧』に依拠した旨主張したわりには、簡便に過ぎ、誤解を招くものと言わざるを得ない。というのも、ピリャロボスは、同書第2部の第21論考「売買について *De la compra y venta*」討論21「モハトラを売買することは許されるのか *Si es licito vender y comprar las mohatras?*」において、カイエタヌス、カルレッティ、ナバラ、モリナ、レッシウス、ロドリゲス、メルカドといった新旧様々な論者を引用しつつ、モハトラについて論じていたからである²⁰⁾。そこでは、単に「正当価格 *el precio justo*」が遵守されるだけでなく、「商人が、後で現金払いで売り戻されるべき旨の明示あるいは黙示の約定を伴うか、後で売り戻されることを意図して掛け売りし、それが確実になければそもそもそれらを売却しなかった *el mercader vende al fiado con pacto tacito, ò expreso de que luego se lo han de revender al contado, ò con animo de que luego se lo han de revender, y no las vendiera, sino tuviera esso por cierto*」場合に、「隠れた徴利 *usura paliada*」が存すると解されており、フランチェスコ会士の先達ロドリゲスの所説²¹⁾が援用されている²²⁾。ブイトロ

18) *Epilogus summarum*, 54. 引用は1656年パリ刊のテキストによる。

19) *Epilogus summarum*, 777.

20) *Summa de la theologia moral y canonica, segunda parte*, 300-301. 引用は1629年サラマンカ刊初版による。

21) 「売買による徴利 (3)」IX注39参照。

22) *Summa de la theologia moral y canonica, segunda parte*, 301.

ンの『諸要覧の総括』には、そのようなビリャロボスの見解どころか、モハトラ論の概要を知る手掛かりさえ一切示されていない。にもかかわらず、神父は、ブイトロンの著作をイエズス会士等の教説の「概略un abregé」として誇らしげに紹介したのである。

「モハトラが目新しい名称ではないことはこれでよくお分かりですねvous voyez bien par là que le Mohatra n'est pas un mot inouï」としたり顔の神父に対し、「私」は、「そもそもこんな契約が許されているのですかce contract là est-il permis?」と根本的な問いを発する。これに答えるにあたって神父が再び依拠したのは『道徳神学の書』の前記増補箇所である。そこから神父がエスコバルの言葉としてまず引用した、「極めて重い刑罰の下にそれを禁じる法令があるil y a des loix qui le defendant sous des peines tresrigoureuses」との一節は、原文では、「カスティーリャの諸法令において極めて重い刑罰をもって禁じられているin legibus Castellae gravissimis poenis prohiberi」となっている。ただし、このエスコバルの指摘自体、既に見た通り、カスティーリャ法（新王国法集成第5巻第11章第22条）とポルトガル法（追加法令集第4部第1章第2条）を紹介するレベロ説からの孫引きにすぎない。モハトラがどこかの法令で禁じられていると聞かされた「私」が、「それでは役に立ちませんねil est donc inutile」と問い返したのに対し、神父は、「全くそんなことはありませんpoint du tout」と相手の早合点をたしなめ、「エスコバルは、同じ箇所で、それを可能にする方策を示してくれているEscobar en ce mesme endroit donne des expediens de le rendre permis」と、「モハトラの便利さl'utilité du Mohatra」を請け合っている。その箇所でエスコバルは、「売却して買い戻す者の主たる意図が儲けることにあるとしても、売却時にその種の布地の最高価格を上回らず、また、買戻時に最低価格を下回らず、しかも、その買戻について明示の文言その他の仕方ですべて約束してさえいなければencore mesme que celui qui vend et rachatte, ait pour intention principale le dessein de profiter, pourveu seulement qu'en vendant il n'excede pas le plus haut prix des estoffes de cette sorte, et qu'en rachettant, il n'en passe pasle moindre: et qu'on n'en convienne pas auparavant en termes exprez ny autrement」、モハ

トラは許容されると主張しているというのである。引用元の原文には、「明示の約定も黙示の約定も付されない *nullum pactum explicitum nec implicitum adhibendum*」ことと、「商品が売却される価格が最高価格を上回らず、売り戻される際も最低価格を下回らない *pretium, quo venduntur merces, non sit maius summo; nec sum revenduntur, non sit minus infimo*」ことの二点を満たせば、当該契約は「正当である *iustus est*」とある。ただし、この箇所は、既に検討した通り、三要件説であるはずのレベロ説が二要件説の代表として紹介された一節であった。これに対して、神父による引用文の冒頭の「売却して買い戻す者の主たる意図が儲けることにあるとしても *encore mesme que celui qui vend et rachatte, ait pour intention principale le dessein de profiter*」との一節には、「最低価格で買い戻す意図で商品が売却されていない *merces non vendantur ex intentione, infimo pretio reemendi*」こともモハトラの許容要件としたモリナのより厳格な立場を予め排除する趣旨が読み取れる。原文では、レベロ説(二要件説)にモリナ説(三要件説)を対置し前者に与するサラス説が、レベロ説への不当な理解と共に、要約されているにすぎないが、神父はこれをエスコバル自身の説として紹介していることになる。『道徳神学の書』の初版以来維持されていた「同じ物の往復的売買」に関する叙述に照らしても、神父のような理解にそもそも説得力はない。とはいえ、その正確さはともかく、神父の主張は『道徳神学の書』の増補改訂版を前提に初めて成り立つ。それ故、パスカルも、第八書簡の末尾²³⁾で、「私」の口を介して、わざわざエスコバルの『道徳神学の書』の増補改訂版の存在に注意を促し、参照を推奨したのであろう。

「モハトラの便利さ」を裏付ける見解として、神父は、最後にレッシウスの所説も引用してみせている。それによれば、「売却して買い戻す者 *celuy qui*

23) “いつもあなたに言うのを忘れていましたが、エスコバルの著書には異なる版があります。もし買い求めるのであれば、七つの封印を施された書物の上ののった羊の絵が扉に見えるリヨン版か、あるいは、1651年のブリュッセル版を手に入れてください。後者は最新版なので、先行する1644年や1646年のリヨン版よりもまともになっていますし、分量も増えています。”(Les provinciales,133.)

vend et rachatte」は、「たとえそれについて約定されていたとしても、利ざやを返還すべく義務づけられることは決してないが、例外として、利ざやを求め相手方が困窮していた上に、こちらも不都合なくそれを返還できた場合、つまり、〈容易ニソウデキルナラバ〉、隣人愛から義務づけられるかもしれない encore mesme qu'on en fust convenu, on n'est jamais obligé à rendre ce profit, si ce n'est peut-estre par charité, au cas que celui de qui on l'exige, fust dans l'indigence; et encre pourveu qu'on le pust rendre sans s'incommoder; si commode potest」とされる。典拠として挙示されているのは『正義と法』第2巻第21章考察16²⁴⁾である。この箇所では、レッシウスは、「最低額で買い戻すとの約定で売却する商人においてしばしば過ちは避けられない saepe non carere culpa in mercatore, qui ex composito ita vendit, ut pretio infimo redimat」とし、そのような「過ちculpa」として、金銭の貸し付けが容易であるにもかかわらず商品の購入と売戻しを相手に強要することで「隣人愛charitas」に違背し、徴利を疑われる取引の外見によって他人に「悪い手本malum exemplum」を示し、「自分自身や一族の評判を貶めるseipsum et suos infamando」といった点を列挙している（第131番）。神父の引用元となっているのは、その直後、「最低額で買い戻すとの約定で売却する商人mercator, qui ex composito ita vendit, ut pretio infimo redimat」による「原状回復restitutio」の要否について論じた箇所である（第132番）。レッシウスによる原文には、そのような商人は、「(ナバラの人が述べる通り) 原状回復を義務づけられない。これは正義に基づいて義務づけられないが、隣人愛に基づき義務づけられる可能性はあるという趣旨に解すべきである。例えば、相手方が困窮していて、彼にとってそのような不利益が重大である場合がそうである。というのも、自らが相手方の被る著しい不利益の原因である以上、容易にそうできるならば、隣人愛に基づいてその不利益を取り除く義務を負うからである non tenetur ad restitutionem: (ut inquit Navarrus) quod intellige non teneri ex iustitia, sed fieri potest ut teneatur ex charitate; ut si alter sit pauper, et

24) 「売買による徴利 (2)」V注25参照。

grave sit illi tale detrimentum: cum enim ipse sit causa illius gravis incommodi, tenetur illud amovere ex charitate, si commode potest」²⁵⁾、とある。レッシウスは、正当価格の最低額で買い戻す「約定compositum」を伴った商品の掛け売りが、「隣人愛」に違背する罪となり得るとの前提の下で、そのような罪を犯した商人に原状回復による償いが課されるべきかどうか論じている。しかし、神父の引用文では、正当価格を遵守しても買い戻す約定を伴えば隣人愛に違背し罪を犯し得るとの前提が省かれ、専ら原状回復の要否について述べられている。その結果、この引用文は、エスコバル説として直前に示された二要件説との対比において、正当価格さえ遵守されていれば、買い戻す約定を伴っていても、モハトラは許容されるが、当事者の状況次第では、掛売額と買戻額の差益の返還が隣人愛に基づき例外的に義務づけられるとの趣旨にも読める。しかし、レッシウスが、そのように二要件説以上に寛容な態度を採っているわけでも、罪を犯していない者にも原状回復の償いを課するという不合理な主張を展開をしているわけでもないことは、原文を参照すれば明らかである。モハトラを為す商人は「隣人愛」に違背する罪を犯すとしても、正当価格を遵守する限り「正義iustitia」には反せず、それ故、原状回復は課されないとしたアスピルクエタ説（『手引』第23章第91番）に抗して、隣人愛に違背する罪にも原状回復によって償われる余地を認めるのがレッシウスの立場であった。罪の有無と原状回復の要否を正義と隣人愛という二つ観点から分析的に捉えたアスピルクエタ説を批判的に継承するレッシウス説が、引用文では、原状回復の要否をめぐる単純な議論に読み替えられている。レッシウスは、原状回復の要否を論じた後に、「そもそも善意で売却し、買戻しを全く意図しておらず、事後に乞われて現金で買い戻したという場合は、罪を犯したことにはならない quod si vendidisset bona fide, nihil de redemptione cogitans, et postea rogatus redimeret praesenti pecunia, non peccaret」と述べ、商人の意図に着目して罪の有無を判断する立場も表明していた。神父の引用文は、三要件説に数えられるべきそのようなレッシウスの厳格な立場とは正反対の印象を与えて

25) De iustitia et iure, 269.

いる。

以上に見てきたように、パスカルが神父に再現させたイエズス会士のモハトラ論は、引用された典拠の原文に忠実なものとは到底言えない。そのような不正確な引用は、イエズス会士の過剰な寛大さを読者に印象付ける戦略として、意図的に試みられた可能性が高い。しかしその一方で、レベロ説を二要件説に位置付けたサラスの不当な学説の整理を、エスコバルによる要約を介してそのままに鵜呑みにしたり、レッシウス説を引用しながら、罪の有無と原状回復の要否を混同するような論調からすれば、そもそもパスカル自身に、モハトラ論に対する正確な理解が欠けていたとも考えられる。パスカルが一連の書簡の中で戯画化したイエズス会士像は、それらが『プロヴァンシアル』としてまとめられるのを待たずにフランスのイエズス会士等の激しい反論を呼び起こし、1656年5月28日付の第八書簡のモハトラ論もその格好の論駁対象となった。まず、アランソンのイエズス会学院長であったジャック・ヌエJacques Nouet（1605-80年）の手になるとされる匿名文書『イエズス会士等に反対してジャンセンリスト等が公にした書簡集に含まれる嘘Impostures contenues dans les lettres que les Jansenistes ont publiées contre les Jesuites』（1656年）では、「第七の嘘septième imposture」として、第八書簡でのモハトラの説明の誤りが指摘されている²⁶⁾。その「嘘imposture」とは、「イエズス会士等les Jesuites」が「徴

26) “イエズス会士等が「徴利を隠蔽するために選択できる様々な手法を用意しているが、最も見事な手法の一つが、彼の見るところ、モハトラ契約であり、これによって、布地を直ちに同じ者に現金払いの安値で売り戻すために高値で掛け買いする」【第八書簡3頁から4頁、ケルン版120頁から121頁】という嘘。

＜反論＞モハトラという名称が珍奇に見え、また、「この名称を用いた者がエスコバル以外にいなかったと思っているのだとしても」【第八書簡3頁、ケルン版120頁】、この書き手を大目に見なければならぬ。その口實は無知である。人の言うところでは、彼が物語を書いてからそれほど時間はたっていないのであるから、契約や徴利について述べる書物を読む暇がなかったのだとしても驚く必要はあるまい。

しかし、知っていることを改悪し、知らないことを言い立てることは許されない。彼は、エスコバル神父が「この契約を許容させるための便法を用意している」と非難しており【第八書簡4頁、ケルン版121頁】、この点において、彼は全くの無

知であるか、あるいは、極端に思いあがっているかのいずれかである。そのように言い立てることで、同時に、「現代最も高名な決疑論者の一人」であるナヴァールの人、教皇座の教師シルヴェストル、卓越した神学者ピエール・ド・ナヴァール、神学界でその名の知られたボナシーナ、その他名を挙げるまでもない多くの人々に盾突いていることに気付いていないとすれば、この著者は無知と言える。一方、そうと知りつつ、それらを言い立て、それらを検閲に供する無謀さを有しているのだとすれば、この著者は思いあがっていることになる。彼は、ボナシーナが『契約論』の討論3第2問第3項第20番725頁で述べていることを一体どのように思うのであろうか。この箇所では、ボナシーナは、前もって次のような難点を挙げていた。すなわち、「徴利を伴うことなく、物を高値で掛け売りすると同時に現金払いの最低価格でそれを買戻すことができるのか」【a】、と。彼はこの難点を次の通り解決している。彼は言う、「私は、この契約の性質を考慮すれば、そのような汚れを免れているものと解答する。これは、ナヴァールの人『手引』第23章第91番、ペトルス・ナワルス『原状回復論』第3巻第2章第170番、レベルス『諸義務論』第9巻問題7第7番、サロニウス『神学大全第2部第2編注解』第78問第2項論争6、『腕輪』「徴利」第19番、シルヴェステル『要覧』「徴利2」問題3〔→4〕、レギナルドゥス『悔悛の法廷実務』第25巻第296番の見解である。物を正当価格で売却し買戻している以上、当然、何れも許容され、徴利は全く存しないというのがその理由である」【b】と。

それでも、この傲慢で無知な著者のうぬぼれにも目をつむったであろう。もし彼が、非難に値するかのように見えた論者等の教説を正確に伝えていたならば。しかし、本当のところ、彼の数々の嘘と偽りは、私には看過し難い。というのも、もしイエズス会士等の教説が全て墮落していると考えれば、なぜ彼はそれを会士等自身の言葉で伝えることを恐れるのであろうか。なぜ知る必要のある点を取り除くのであろうか。なぜ伝える内容を偽るのであろうか。あらゆる人々の目が、ジャンセニスト等の目と同じくそれを楽しみ、彼が巧みに隠している点に気づくことなく、彼の示そうとする事柄のみに目を向けてくれると考えているのであろうか。

さて、ここで彼がレッシウスの言説をどのように切り取り、エスコバルのそれに対置しているのか、どうぞご覧あれ。彼は言う、「エスコバルは、売却し買戻す者が主たる意図として儲ける目的を有しているような場合にでさえ、この契約が許されるための便法を用意していて、それはただ、売却する際にこの種の布地の最高価格を上回らず、買戻す際に最低価格を下回らず、その点について予め明示その他の仕方で約定を交わさなければ、というものです。他方、レッシウスが『正義について』第2巻第21章考察16で述べるところでは、たとえそれについて約定されていたとしても、利ざやを返還すべく義務づけられることは決してないが、例外として、利ざやを求める相手が困窮していた上に、こちらも不都合な

くそれを返還できた場合、隣人愛から義務づけられるかもしれないとされます。以上が言えることの全てです」と。

あなたの狡猾な魂には磨きがかかっている。あなたに言えること、あなたが言わなければならないことはこれで全てではない。あなたが引用した箇所ではエスコバルがこう教示していると言うべきである。「イエズス会士モリナによれば、この契約が許されるためには、商人はその商品を売却する際、安値でそれらを買戻す目的を有していないことを要するが、サラスはそれは不要である旨述べている」【c】、と。あなたの翻訳が真正なものかこれでお分かりであろう。

あなたが引用あるいはむしろ改ざんしている箇所では、レッシウスに従い、次のように述べねばならない。すなわち、「商人は、その布地を安値で買戻す条件で売却すると、この取引によってしばしば罪を犯す。なぜなら、第一に、彼は隣人愛に違背するからであり、例えば、不都合なく金銭を貸し付けられたにもかかわらず、ひどく困窮する者に、多大な負担の下、彼にとって不要な布地の購入を強いる場合がそうである。第二に、彼が与える躰きによって罪を犯し得る。というのも、この取引は、不品行な外見や徴利の疑いを何かしら伴っているからである。第三に、彼自身や彼の一族について世間の不評を買う」【d】、と。あなたは以上全てをひと噛みで食いちぎってしまった。

最後に、あなたは次のように言うべきである。すなわち、レッシウスが、当該契約を為す者の罪を非難しながら、彼に正義の掟に基づく原状回復を義務づけてはいないのだとしても、それは、あなたがその名を省略しているナヴァールの人に倣ったものにすぎず、しかも、購入する側が困窮していて、売却する側が不都合なく原状回復できる場合には、正義の掟に劣らない隣人愛の掟に基づき当該義務が課される、と。

以上の通り、あなたは学識ある人々の忍耐に甘えすぎているのではないのか。「イエズス会士の道徳論は全く異教的だ」【第5書簡3頁】ということ証明するために、「モハトラ」、「バラータ」、「ストック」というイタリア語乃至スペイン語の名称に言及する方がまだましなのではないのか。教養ある人があなたのつまらない嘲りの言葉に満足するとでも思っているのか。それは、せいぜいのところ、確かな頭腦の持つ誰かを驚かせ、軽率な誰かを欺くぐらいであろう。

<ジャンセニスト等への警告>ジャンセニストのこの中傷者は、その気になれば、徴利を伴うことなく儲けられることをこの世の人々を教えるために我々が発明したと彼が断言する他の手法を述べ立てるであろう。しかし、私は予め警告しておく。昨年来、教会の幹に穴をあける方法を編み出し、聖メドリックの穴倉でそれを試しているこのジャンセニストの司祭のこのやり方、そしてまた、遙か以前に王室の手当の得る術を見出し、瞬く間に90万リーヴルの年金を手にしたその指導者のやり方を、我々は決して容認しない、と。その手法は、スペイン語のモハトラや、イタリア語のストックよりも利益をもたらす。そして、周知の通り、

利を隠蔽するために選択できる様々な手法*des methodes à choisir afin de pallier l'usure*」を用意しており、その中で「最も見事な手法の一つ*une des meilleures*」が「モハトラ契約*contract Mohatra*」であるというものである。まず、「イエズス会士等」だけがモハトラを論じているかのような指摘に対して、ヌエは、イエズス会士以外の新旧の論者、具体的には、アスピルクエタ、マッツォリーニ、ナバラ、ボナチーナの名を挙げて、これを退けている。また、モハトラが徴利の隠蔽手段であるかのように紹介されている点についても、モハトラが徴利に当たるか否か吟味することこそ、新旧のモハトラ論者の課題であった旨反駁され、ボナチーナの『諸契約及び原状回復に関する論考』の一節（討論3第2問第3項第20番²⁷⁾）が援用された。ボナチーナは、その箇所では、アスピルクエタ、マッツォリーニ、ナバラに加えて、レベロ、サロン、フーモ、ルノーの所説を引用しており、それら計七名の論者の内、イエズス会士はレベロとルノーの二名にすぎないことは、ヌエの反駁を裏付ける役割を果たしている。更に、ヌエによるボナチーナ説の引用は、グイトロンの『諸要論の総括』の表題に現れていた諸論者からボナチーナの名が周到に省かれていた点に対する当てこすりとも受け取れる。

ただし、ヌエから見て何より許せなかったのは、イエズス会士以外の論者に言及しない無知でも、イエズス会士を徴利隠蔽の容認者に仕立て上げた傲慢さでもなく、「イエズス会士等の教説*la doctrine des Jesuites*」を紹介する際の数々の「嘘*impostures*」と「偽り*faussetez*」であった。まず、第八書簡の著者は、エスコバルが「売却し買い戻す者が主たる意図として儲ける目的を有し

金儲けのこととなれば、ジャンセニストの右に出る者はいない。しかし、それらの不正な手段がいつか決疑論者等の是認を得られるなどと期待してはならない。”（*Impostures contenues dans les lettres*, 29-35. 引用は1657年リエージュ [パリ?] 刊の『田舎書簡集に対する反論集*Responses aux lettres provinciales*』初版に収録されたテキストによる。『プロヴァンシアル』出版後に現れたこのテキストでは、1656年に印刷された第八書簡の頁数に加えて、翌年出版の『プロヴァンシアル』の頁数も付記された。なお、【a】から【d】の各箇所では脚注に本文の引用文に対応するラテン語原文が抜粋されている。）

27) 「売買による徴利 (4)」XI注18参照。

ているような場合にでさえ、この契約が許されるための便法を用意している *donne des expediens de rendre ce contrat permis, encore mesme que celui, qui vend et rachete, ait pour intention perincipale le dessein de profiter*」とし、正当価格の遵守と買い戻す約定の欠如の二点その「便法*expediens*」として挙げているとしていた。これに対して、ヌエは、エスコバルがモリナ説とサラス説に言及した部分の意図的な省略を非難している。著者は、「イエズス会士モリナによれば、この契約が許されるためには、商人はその商品を売却する際、安値でそれらを買戻す目的を有していないことを要するが、サラスはそれは不要である旨述べている *selon Molina Jesuite, que pour rendre ce contract permis, il faut que le marchand, lors qu'il vend ses étoffes, n'ait aucun dessein de les racheter au plus bas prix, mais aue Salas dit que cela n'est pas necessaire*」とのエスコバルの指摘を正確に伝えるべきであったというのである。イエズス会士等の間でも、エスコバルの述べる通り、モハトラの許容要件をめぐる対立が存する。だからこそ、「売却し買戻す者が主たる意図として儲ける目的を有しているような場合にでさえ *encore mesme que celui, qui vend et rachete, ait pour intention perincipale le dessein de profiter*」それが許容されるというような二要件説（サラス説）に偏った紹介は正確さを欠く。著者は、イエズス会士等のモハトラ論について、「知る必要のある点 *ce qui est necessaire à sçavoir*」を「取り除く *retranche*」と同時に、「伝える内容 *ce qu'il rapporte*」を「偽っている *déguise*」のである。次に、著者は、レッシウス説の紹介においても、「商人は、その布地を安値で買戻す条件で売却すると、この取引によってしばしば罪を犯す *lors que le marchand vend sed étoffes à condition de les racheter au moindre prix, souvent il peche dans ce commerce*」と明言すべきところ、隣人愛違背の罪に言及するこの箇所を全て省いてしまったとされる。また、「レッシウスが当該契約を為す者の罪を非難しながら、彼に正義の掟に基づく原状回復を義務づけてはいない *Lessius en condamnant de peché celui, qui fait ce contract, ne l'oblige pas à restituer par le precepte de la justice*」のは、あくまでアスピルクエタ説に敬意を払ったまでであって、「正義の掟に劣らない隣人愛の掟に基づき *par le*

precepte de la charité, qui n'est pas moindre que celui de la justice」原状回復が課され得るとというのがレッシウス自身の主張であった。両者の説を区別することも、隣人愛違背を罪であると明示することもなく、レッシウスがただ原状回復の原則不要を説いているかのように神父に説かせた著者の狡猾さを、ヌエは強く非難している。第八書簡におけるモハトラ論の不正確さは、その出版直後、つまり、パスカルが著者と同定される以前に、典拠に基づき的確に指摘され、糾弾されたのである。

トゥールーズやモンペリエでイエズス会学院長を務め、国王ルイ14世の聴罪師でもあったフランソワ・アンナFrançois Annat(1590-1670年)の『ポール・ロワイヤルの書記が復活祭以降流布させている書簡に見出された諸論者引用におけるジャンセニスト等の<誠意>La bonne foy des Jansenistes en la citation des auteurs, reconnue dans les lettres que le secretaire du Port-Royal a fait courir depuis Pasques』(1656年)においても第八書簡におけるモハトラ論が取り上げられている²⁸⁾。アンナが「ポール・ロワイヤルの書記le secretaire du

28) “<ポール・ロワイヤルの書記の第八書簡4頁>他方、レッシウスの『正義について』第2巻第21章第16論には、「たとえそれについて約定されていたとしても、利ざやを返還すべく義務づけられることは決してないが、例外として、利ざやを求める相手が困窮していた上に、こちらも不都合なくそれを返還できた場合、つまり、<容易ニソウデキルナラバ>、隣人愛から義務づけられるかもしれない」とあります。…モハトラの便利さはこれでもうよくお分かりでしょう。

<レッシウス『正義論』第2巻第21章考察16第131番>この種の契約が、自ら売却するものを買い戻す目論見で売却する商人においてしばしば罪となることに注意せよ。というのも、第一に、彼は隣人愛に反する罪を犯す可能性があり…、第二に、人々の教化を妨げ悪しき実例をもたらし…、第三に、彼自身や彼の一族を貶めるからである。ナバラの人によれば、彼に原状回復は義務づけられないとしても、それは正義に基づき義務づけられないという趣旨に解されるべきであって、隣人愛に基づきそれを義務づけられる余地はあり、それは例えば、困窮する者と取引し、それがその相手にとって大きな負担となるよう場合であり、しかも、自らが相手方にこのような不利益を引き起こしているのであるから、もし容易にそうできるならば、隣人愛は相手方からその不利益を取り除くべく義務づける。

1 レッシウスがこの問題に当てている表題は、「スペイン人がバラータやモハトラと称している、同じ物の異なる価格での売却と購入は、許されるのか」である。

Port-Royal」と呼んでいる一連の書簡の著者がレッシウス説を扱う際の「誠意 bonne foy」を皮肉ることがその議論の主眼である。まず、アンナは、「ジャンセニスト le Janseniste」と目される「私」が、第八書簡の中で、モハトラという名称を耳にして、「それがイエズス会士の最近の発明品であると信じさせようと、驚いて見せている pour faire croire que c'est une invention recente de Jesuites, il fait l'étonné」と非難し、その反証として、レッシウス説の典拠である『正義と法』第2巻第21章考察16の表題を訳出している（「スペイン人がバラータやモハトラと称している、同じ物の異なる価格での売却と購入は、許されるのか Scavoir si les ventes et les achats de la mesme chose à divers prix, que les Espagnols appellent Baratas et Mohatras, sont licites」）。著者の書きぶりとは裏腹に、「イエズス会士等が言及する以前にこの名称と事柄が既にスペインにおいて用いられていた le mot et la chose estoit en usage en Espagne avant que les jesuites en parlissent」こと、そして、「彼等イエズス会士が行っているのはこの行いの正当性の吟味に他ならない ils n'ont fait autre chose qu'examiner la justice de cette action」ことは、この表題からして明白だというわけである。また、正義に反しない限り原状回復を不要と解したのが

ジャンセニストは、これらの名称をからかい、それがイエズス会士の最近の発明品であると信じさせようと、驚いて見せている。「モハトラ契約ですか、神父さん。…。でも、思うに、神父さん、エスコバル以外にそんな名称を用いた人はいなかったのではないですか」と。レッシウスの表題は、イエズス会士等が言及する以前にこの名称と事柄が既にスペインにおいて用いられていたこと、そして、彼等イエズス会士が行っているのはこの行いの正当性の吟味に他ならないことを示している。

2 読者は書記の〈誠意〉に気づくはずである。というのも、彼は、レッシウスがナヴァールの人から援用している事柄をレッシウスに由来するかのよう提示し、「ただし、ナバラの人が述べる通り、原状回復は義務づけられない」という一節を訳して、「彼は礼ぎやを返還すべく義務づけられることは決してない」と述べ、「ナバラの人が述べる通り」を省いているからである。

3 まさにこの〈誠意〉によって、彼は、レッシウスがモハトラの慣行を押し止め、それを利用する人々に神に背く危険を自覚させるために示した論拠を全て覆い隠している。”(La bonne foy des Jansenistes, 9-10.引用は1656年パリ刊初版による。)

アスピルクエタである旨、レッシウスが明示しているにもかかわらず、レッシウス自身が、モハトラを為した商人について、「彼は利ざやを返還すべく義務づけられることは決してない *il n'est jamais obligé à rendre ce profit*」と述べたかのように扱われている点も、やはり「誠意」を欠くものとして非難されている。更に、アンナによれば、著者は、誠意を欠いた典拠引用によって、「レッシウスがモハトラの慣行を押し止め、それを利用する人々に神に背く危険を自覚させるために示した論拠を全て覆い隠している *a dissimulé toutes les raisons que Lessius a proposées pour dissuader l'usage du Mohatra, et pour faire apprehender le danger d'offenser Dieu pour ceux qui s'en servent*」とされる。これは、レッシウスが、原状回復の要否に先立って罪の有無について論じた一節を丸ごと省いた著者の引用態度に対する非難であろう。アンナは、この一節の主要部分を、「この種の契約が、自ら売却するものを買戻す目論見で売却する商人においてしばしば罪となることに注意せよ。というのも、第一に、彼は隣人愛に反する罪を犯す可能性があり…、第二に、人々の教化を妨げ悪しき実例をもたらし…、第三に、彼自身や彼の一族を貶めるからである *cette sorte de contract est bien souvent vitieuse en un marchand qui vent à dessein de racheter ce qu'il vent à moindre prix. Car en premier lieu, il peut pecher contre la charité… 2. contre l'edification donnant mauvais exemple… 3. en se décriant luy et les siens*」、と訳して見せている。ここで注目されるのは、原文冒頭に「最低額で買戻すとの約定で売却する商人においてしばしば過ちは避けられない *saepe non carere culpa in mercatore, qui ex composito ita vendit, ut pretio infimo redimat*」とあったのが、「この種の契約が、自ら売却するものを買戻す目論見で売却する商人においてしばしば罪となる *cette sorte de contract est bien souvent vitieuse en un marchand qui vent à dessein de racheter ce qu'il vent à moindre prix*」と訳されている点である。確かに、「約定 *compositum*」を「目論見 *dessein*」に読み替えたことで、アンナも、批判相手と同じく、その「誠意」を問われるべきかもしれない。しかし、そのような読み替えは、三要件説に連なるレッシウスの厳格な態度をむしろ正確に捉えたものとも解し得る。

『プロヴァンシアル』は、パスカルの著述にも協力したジャンセニストの一人ピエール・ニコルPierre Nicole(1625-1695年)の手で、「ヴィルヘルム・ヴェンドロックWilhelm Wendrock」との偽名の下、ラテン語に訳された(1658年初版)²⁹⁾。そのテキストでは、エスコバルの『道徳神学の書』とレッシウスの『正義と法』の原文の該当箇所がほぼ忠実に引用されており、ヌエヤアナの批判の影響をはっきり見てとることができる。その反面、冗長な引用によって対話の流れが滞っているばかりか、イエズス会士批判の勢いも失われてしまっている³⁰⁾。とはいえ、ニコルとしては、イエズス会側の反駁に屈したつもりはない

29) 表題には、『道徳や政治に関するイエズス会士等の教説についてのルドウィクス・モンタルティウスの田舎書簡集。ザルツブルクの神学者ウィルヘルムス・ウェンドロキウスによりフランス語からラテン語に訳され、神学的な諸注記によって解明されたもので、それらの注記によって、モンタルティウスに対するイエズス会士等の非難中傷が退けられ、また、道徳神学の重要項目が新たな決疑論者等の墮落から守られている。Ludovici Montaltii litterae prouinciales, de morali et politica Jesuitarum disciplina. A Willelmo Wendrockio Salisburgensi theologo, e Gallica in Latinam linguam translatae; et theologicis notis illustratae, quibus tum Jesuitarum aduersus Montaltium criminationes repelluntur; tum praecipua Theologiae Moralis capita a novorum Casuitarum corruptelis vindicantur.』とある。

30) “これらの手法は全く十二分に巧妙です。そのような手法は非常に豊富に我々の手元に揃っていて、あなたは思うまま至極容易に選べますが、私には、「モハトラ」や「バラータ」と呼ばれる契約による手法が鋭敏さで優るように思われます。「モハトラ」や「バラータ」なんて一体全体どんな契約ですか、神父さん、と私。なるほど、あなたはそれが何かご存じないのですね、やれやれ。名称以外に何も奇妙なところはありませんよ。エスコバルがこう説明してくれるでしょう。「俗にモハトラと呼ばれる契約とは、誰か金銭を必要とする者が商人から商品を最高価格で掛け買いし、直ちにその商人に現金払いの最低価格で売り戻す場合である」とね。こういう具合に、現金を手に入れて、それを超える債務を負うわけです、と彼は言う。でも、そんな契約についてふれているのはもしかしてエスコバルだけではないですか。こんな名称を用いている人たちは他にもいるんですか、と私。あなたはこの辺りの事柄に本当に疎いようですね。最近パリで出版された最新の道徳神学の書物がモハトラについて論じています。しかも見事に。この書物の表題は『諸要覧の総括』といいます。とはいっても、その内容は、この小著の扉の示す通り、スアリウス、サンクティウス、レッシウス、ファグンデス、フルタドゥスその他

ようであり、このラテン語版の第八書簡に付されたの第三の注記「モハトラ契約についてDe contractu Mohatra」³¹⁾において、モハトラを擁護する「イエズ

高名な決疑論等の著述の概略です。ところで、その54頁には次のように書かれています。「モハトラとは、20ピストルを必要としている者が、商人から布地を一年後に支払われる30ピストルの代価で購入し、直ちに同人に現金払いの20ピストルで売り戻す場合である」と。これであなたもこの名称が決して目新しいものではないことがお分かりでしょう、と彼。

それでは、どうか教えてください、神父さん。この契約には何も欠陥がないのでしょうか、と私。先ほどの箇所で、エスコバルは、ある国々の法令では極めて重い刑罰が科されている旨、答えてくれています、と彼。そうだとすると、私にとって、それは用いることが許されない契約ということになりますね。そこで彼は次のように言う。「以下の点が充足される限り、当該契約は正当である。まず、明示の約定も黙示の約定も付されないこと。そして、商品が売却される価格が最高価格を上回らず、売り戻される際も最低価格を下回らないこと。モリナは、更に、最低価格で買い戻す意図で商品が売却されていないことも求めている。一方、サラスは、この点が妨げにならない旨述べている。元本を超えるものが、約定されておらず、消費貸借の対価あるいは債務として期待もされていない場合、主として差益が意図されているにせよ、徴利は存しないというのがその理由である」(以上はエスコバルの言葉です)。加えて、レッシウスが『正義と法』第2巻第21章考察16で述べるところによると、「最低価格で買い戻すとの約定で売却する者」は、たとえ隣人愛に反する罪を犯し得るのだとしても、それは例えば、容易に消費貸借を為し得るにもかかわらず、哀れな人に、その多大な負担の下、彼の必要としない商品の購入を強いるような場合を指しますが、それでも原状回復を義務づけられることはないのだとされます。彼は続けてこう述べています。「これは正義に基づき義務づけられないが、相手方が困窮しているような場合に隣人愛に基づき義務づけられる可能性はあるという趣旨に解すべきである。一方、相手方に困窮が見られないならば、それは義務づけられない。なぜなら、隣人愛も正義も彼を義務づけないから」と。これらの事柄について寛大に述べることのできるのはここまでです。確かにそうですね、神父さん。寛大さの行き過ぎはそれ以上僅かでも許されないように思います、と私。我々の先生たちは、どこまで行くべきか、踏み留まるべきところをご存じなのです。これであなたも、モハトラという契約がどんなに役に立つのかよくお分かりでしょう。(Litterae provinciales, 180-182. 引用は1658年ケルン [アムステルダム] 刊初版による。)

31) 「弁明者は、「第七の嘘」において、回りくどい言い訳でモハトラ契約を擁護し、モンタルティウスの無知と傲慢について、幾人かの決疑論者によってこの契約が是認されていることを知らなかったとか、多くの論者によって是認されているこ

とを敢えて非難した旨、糾弾している。

しかし、私は、ボナキーナやペトルス・ナワツァがどう考えているにせよ、また、幾人かのこの種の人々、教会に知られておらず、ただ決疑論者の間でのみ名の知れた人々がどう主張するにせよ、それを精査すべきとは決して考えない。常識に反し、良識ある人々が一致して異議を唱え、如何なる衡平とも相容れないような場合、そのようなことは、キリスト教徒には恩寵により決して刻み込まれないが、異教徒たちの下ではその罪故に消え去らない。モンタルティウス同様、常にこの種の墮落を厳しく罰しているパリ高等法院どころか、同地の哲学者たちがそうだと言っているのであって、哲学者たちのみならず、現代のあらゆる人々こそ如何なる偏見をも免れた裁判官であると私は見なしている。というのも、イエズス会士の詭弁は上に述べた常識によって是認されることはない私は確信するからである。徴利は神法と市民法の何れによっても禁じられおり、要するに、何人も現金を受領してそれより高額の金銭につき債務を負ってはならない。それは俗に利息付借入と称されるものである。従って、そのように他人に金銭を与えることも、そのように他人から貸付を受けることも許されない。ところで、浪費がちな若者は金銭に困り、将来の困窮にも無防備なものである。彼がもし金100を利息付きで借り入れ、金150の債務を負うならば、そのようにして金銭を提供した者が明白な高利貸しであるのは、決疑論者等もたとえ不本意にせよ認めるであろう。しかし、先の若者がそのように金銭を提供してくれる者を見出せなかったが、どうにかして金銭を手に入れようとして、そのために一計を案じ、商人を訪ね、彼から馬を金150で掛け買いし、同じ商人に金100の現金払いで売り戻すならば、ああ、善き弁明者よ、あなたは、その若者がこの金銭を利息付きで借り入れたことを否定するのであるのか、金150の債務を負う代わりに金100を現に受領したというのに。そのような仮装の売却の捏造で徴利を遠ざけたというのであるのか。では、その浪費がちな買主は利息付きで借り入れるかもしれないとしても、自らの商品を掛け売りし、遥かに安い値で買い戻す商人は利息付きで貸し付けてはいないのであるか。それとも、利息付きで借り入れる者がいて、利子付きで貸し付ける者はいないということがあり得るのか。この購入全体が茶番で利息の隠蔽にすぎず、若者はそのようにして金銭を調達しようとしているだけであることを神が見逃されるとでもいうのであるのか。結局、このような仕方では賢い商人は最初から買い戻す意図で売却しており、まさにこの意図において徴利の罪に問われる。これに対して、若者の申出であったと真剣に反論するとしても、彼は買い戻されるべき商品を提供し、買い戻しているのであるから、徴利の罪を犯していることに疑いの余地はない。というのも、自らの金銭が若者によって利息付きで借り入れられるよう望んで、それを行っているからである。

ところで、商品を売却することが何かの罪に当たるのか問うとき、決疑論者等は巧みといえるのか。他人の商品を購入することが何か罪に当たるのか。そのよ

ス会士の詭弁*Jesutica cavillatio*」を再度非難している。再反論の対象として名指しされているのは、前述の「第七の嘘」であった。まず、イエズス会士以外にモハトラを論ずる者が幾人も存するとの指摘は、「決疑論者等*Casuistae*」の見解など精査に値しないと一蹴されている。モハトラが「徴利*usura*」の隠蔽にすぎないと「常識*communis sensus*」こそ尊重されるべきであり、イエズス会士等は、「仮装の売却の捏造*imaginariae venditionis commentum*」という「詭弁*cavillatio*」を弄して、この「常識」を覆そうとしているというのである。ニコルによれば、モハトラを為す「賢い商人*intelligens mango*」は、「最初から買い戻す意図で売却しており、まさにこの意図において徴利の罪に問われる *primum vendat cum intentione redimendi, jam in ipsa intentione usurae reus est*」のだとされる。同様にまた、「商品を売却することも購入することも罪深くはない *nec sceleratum est vendere merces, nec sceleratum emere*」という主張も「詭弁」であり、掛け売りと安値買戻しを結び付けて売り戻し代金を超

うに道德の問題が吟味されるべきで、あらゆる状況を考慮する必要はないというのか。そのような仕方では、手で他人の物をふれるのは罪に当たるのか問うことになる。手を閉じること、その後逃げ去ること、それぞれが罪に当たるのか、と。確かに、これらの行為を切り離せば、一つ一つには罪がないが、結びつけるならば、そこから盗みが生まれる。同様に、商品を売却することも購入することも罪深くはないが、これら二つを結び付け、若者に金100を提供し、彼によって金150の負債を負われるのだとすれば、商人によって利息付きで金銭が貸し付けられ、若者によって利息付きで借り入れられたということは明白である。

真に偉大で敬虔なる人士にしてフランス国王ルイ13世の傳育官であったニコラウス・ファベル氏 [ニコラ・ルフェーヴル *Nicolas Lefèvre* (1544-1612年)] が、この決疑論者等の知識全てを「神をあてこする技」、フランス語言えば、「神をからかう術」にすぎないと繰り返し述べていたのは周知の通りである。また、あらゆる「バラータ」や「モハトラ」を徴利として処罰している官吏等の賢明さが、道德神学の名で売り込み、常識に反してくだらない論拠でそれらの契約の徴利の嫌疑を晴らそうと企てる新手の精妙さよりも、遙かに厳肅、衡平、重大であることも自明である。それらの論拠の空虚さに十分に気づいている者は疑問など抱かないであろう。この種の契約が、ただの嘘と偽り、そしてまた、神の偉大さへの明白この上ない嘲りをそこに更に積み重ねたという点においてのみ、徴利と異なるということに。”(Litterae provonciales, 199-200.)

える掛買債務を買主に負わせる商人の徴利の「罪crimen」を免責する理由にはならないとされる。しかし、前者の指摘は、「買い戻す意図*intentiono redimendi*」の欠如をモハトラの許容要件と位置づける人々にはそもそも通用しないし、後者の指摘も、商人が「最初から買い戻す意図で売却する*primum vendat cum intentione redimendi*」場合のみ妥当する。イエズス会士を含めたモハトラ論者の大半は、モリナやレッシウスがそうであったように、元来、この掛売時の「意図*intentiono*」に着目し、掛売後に買主に直接請われた場合や市場で売りに出された場合に安値買戻しを許容する立場であった。正当価格を遵守し買い戻す約定を伴わなければ、掛け売り直後に安値で買い戻すことも許されるとの二要件説の流布は、このニコルの「注記*nota*」にも見て取れるように、掛売時の意図を罪の判断基準として重視してきた従来モハトラ論に対する正確な理解の妨げとなったようである。パスカルの手になる仏語版『プロヴァンシアル』は、ニコルによるラテン語訳の翌年1659年に改訂版が出版される。その際、レッシウス説引用の冒頭にあった「たとえそれについて約定されていたとしても*encore mesme qu'on en fust convenu*」との一句は、「たとえ安値で買い戻す意図で売却したとしても*encore mesme qu'on eust vendu dans l'intention de racheter a moindre prix*」に差し替えられている³²⁾。この変更は、アンナがレッシウス説の訳出に際して「約定」を「目論見」に読み替えたことに、一見、呼応する。しかし、残りのテキストに変更はない以上、「安値で買い戻す意図*intention de racheter a moindre prix*」で掛け売りしても罪には当たらず、原状回復も不要であるとの趣旨に読め、約定を伴う場面を想定して論じている原文から一層離れてしまったばかりか、買い戻す意図を欠く場合にこそ完全な免責を認めるレッシウス等の三要件説とは真逆の観方が提示されたことになる。パスカルとニコルは、イエズス会士のモハトラ論を揶揄するにあたり、エスコバルの『道徳神学の書』の改訂増補版の参照を介して、二要件説の主流化という17世紀半ばの議論状況を取り込んだが、『プロヴァンシアル』

32) *Les provinciales*, 102.引用は1659年ケルン（アムステルダム）刊のテキストによる。

全体を貫く党派的利害はその叙述に看過できない歪みをもたらしたのである。

XV

二要件説が『プロヴァンシアル』で取り上げられた17世紀半ばを境に、イエズス会士等のモハトラ論の中には、従来の厳格な立場、つまり、三要件説に回帰する動きが見られるようになる。まず取り上げたいのは、メッシーナ大学の神学教授を経て同地のイエズス会学院長を務めていたトンマーズ・タンブリーニ Tommaso Tamburini (1591-1675年) の『十戒精解 Explicatio Decalogi』(1659年初版) 第2部第8巻「汝盗むなかれ Ne furtum facias」論考3「原状回復について De restitutione」の一節(第7章「特に売買契約に由来する原状回復の同じく第四の原因³³⁾」について De eadem quarta radice restitutionis ex contractu particularis venditionis et emptionis」第8節「幾つかの売買の方式について De quibusdam modis contractus emptionis et venditionis」第9番から第12番³⁴⁾)である。そこでは、「直ちに安値現金払いで同じものが購入される

33) 「原状回復の原因 radix restitutionis」としてタンブリーニは、「不正な受領あるいは保持 iniusta acceptio seu retentio」、「受領された物 res accepta」、「加害行為 damnificatio」の三つに加え、原状回復の義務が「直接には過失に由来する immediate est a culpa」が、「間接的には、あるいは、元を辿れば、先行する契約そのものに根拠づけられている mediate et radicaliter fundatur in praecedenti contractu」という場面を検討している(Explicatio Decalogi, secunda pars, 151. 引用は1659年リヨン刊初版による。)

34) “(9.) 現金を必要としているペトルスが商人から、例えば布地を、厳しい価格、例えば金100で購入し、その後直ちに、同じ商人が同じ布地をペトルス本人から、現金払いの最低価格、例えば金80で購入し、ペトルスが金100の厳しい価格の債務者であり続ける場合、それは許されるのか。

私は、良心において、そしてまた、それ自体として、正当に為されると解答する。ファグンデス前掲第34章、レッシウス前掲考察16も、上記の者等が実際に売却し購入し、消費貸借とその利息を隠そうとしない限り、そうである旨述べている。理由とされるのは、最初の売却も後の売却も、欺罔なく正当価格で為されている以上、正当であるという点、そしてまた、あらゆる人々が認める通り、第三の商人であれば誰であれその布地を最低価格で購入できるのに、当の商人がなぜそう

ための高値掛け売りは、地域に応じてポッコ、ピリツァ、バラットと呼ばれるが、それは許されるのかAn liceat carius vendere credito, ut statim vilius numerato idem ematur, quod alicubi dicitur Porro, alicubi Pilizza, alicubi Baratto」との表題の下、地元シチリア王国では「ポッコPorro」等と称されていたモハトラに相当する取引の是非が簡潔に論じられている。タンブリーニが想定しているのは、二要件説に与する論者の大半がそうであったように、商人が掛け売りした商品を「直ちにmox」安値で買い戻す場合である。タンブリーニによれば、このような取引は「良心において、そしてまた、それ自体として、正当に為されるin conscientia, et ex se, fieri licite」のだとされる。その理由として列挙されるのは、当該取引を構成する二つの売買での正当価格の遵守、安値購入の可否について売主と第三者を差別することの不当性、転売相手を探す

できないのか分からない上、彼はペトルスを別の買主を探す労から解放しているという点、最後に、売りに出される商品の価格は下がるもので、実際、商人は、上記商品を買戻すよう金に困っている者から乞われることが極めて多いという点である。しかも、このように乞われている場合には、最低価格のみならず、更に安値で買戻すことも、前記第4節第6番で見たように、可能であろう。

〈10.〉更に、以上の諸点は、商人が、直ちに安値現金払いで買戻すという意思以外を伴うことなく掛け売りする場合や、ペトルスが商人に、同人に安値で売戻すために高値で購入する旨明示するとしても、当てはまり、それは、これらの点が明示にも黙示にも約定されていない限り、正義には反しないからである。

〈11.〉先に私が「良心において」と述べたのは、ある場所、例えばカステーリヤでは、二年間のアフリカ追放の刑を以てそれは禁じられ、債務の履行は請求できないとされているからである。また、コワッルウィアスが、『問題解決集』第2巻第3章第6番で、この契約の方式を略奪行為の類を呼び、大いに忌避され、正当な刑で処罰されるべき旨述べているのも確かである。

〈12.〉私が「それ自体として」と述べたのは、例えば、商人が自らに売り戻すべく買い手を義務づける場合のように、付帯事情次第で不正義が潜むこともまれではなく、その場合、代価として見積られる負担、つまり、売り戻す義務を厳しい価格を超えて課したことになるからである。敬虔な商人の中には、そのような買主を市場に連れて行き、そこで購入を希望する者を見つけられるようにし、もし見つからなければ戻って来られるようにする者もいないわけではなく、それは、そうすることでその商人が一層安全に最低価格で買戻せるからである。”

(Explicatio Decalogi, secunda pars, 173.)

負担を免れることで買主にもたらされる利便等である。そして、売り戻しが「約定pactum」によって強制されない限りは、商人が直ちに安値現金払いで買い戻す「意思animus」で掛け売りするとしても、あるいは逆に、買主が、商人に対して予め、「同人に安値で売り戻すために高値で購入するse emere carius, ut eidem vendat vilius」旨「明示するmanifestet」としても、何れの売買も「正義には反しないcontra iustitiam non sunt」とされる。とはいえ、タンブリーニは、サラスやルーゴとは異なり³⁵⁾、商人自身がその買い戻す意思を予め買主に表明する場面までは想定していないようである。

また、タンブリーニは、直ちに安値で買い戻す意思で為されてもモハトラが許容されるとの結論に、「良心においてin conscientia」と「それ自体としてex se」との二つの留保を付している。一つ目の留保は、自らの議論が、モハトラを禁じ罰する法令³⁶⁾が適用される外的法廷ではなく、商人の「良心conscientia」を質し、その罪の有無を吟味する内的法廷にのみ関わるという点を明示する趣旨であろう。このような外的法廷と内的法廷の対置は、実定法によって許容されない場合があっても、自然法の下では許容される余地があるとの論法の下、モハトラ許容論一般に広く共有されてきたものである。その一方で、サラスやオニャーテのカステイーリャ法解釈のように兩次元を架橋し調和させようとする意図は、タンブリーニには見られない。モハトラを「略奪行為の類genus latrocinii」と断じ一切許容しなかった法学者コバルビアスの所説も、商人の「良心」の埒外の議論として中立的に紹介されている。それでは、モハトラが「それ自体として」は許容されるとの二つ目の留保はどうか。タンブリーニがここで意図しているのは、「付帯事情次第で不正義が潜むこともまれではないex adiunctis potest non raro sublatere iniustitia」が、正当価格の範囲内

35) タンプリーニが明示的に引用しているのは、後にふれるコバルビアス説を除けば、レッシウス説とファグンデス説のみであり、何れもモハトラ許容論一般の典拠として扱われている。

36) なお、「カステイーリャでは、二年間のアフリカ追放の刑を以てそれは禁じられているCastellae, id prohibetur poena exilii in Africam per biennium」とのタンブリーニの指摘は、引用されたファグンデス説に由来するものと解されるが、カステイーリャ法とポルトガル法を混同しており、不正確である。

で為されるモハトラは「それ自体として」許容されているとの趣旨のようである。「付帯事情adjuncta」が「不正義iniustitia」をもたらす具体例としては、商人が「約定」によって買主を「自らに売り戻すべく義務づけるobliget ad sibi revendendum」ことで、「代価として見積もられる負担onus pretio aestimabile」が正当価格の範囲を超えて買主に課される場面が挙げられている。これに対して、「約定」による売り戻しの強制がなければ、商人に安値で買い戻す意思があったとしても、それが内心に秘められている限り、「不正義」をもたらす「付帯事情」とは見なされないはずである。ところが、タンブリーニはその旨断言する代わりに、次のように付言している。すなわち、「敬虔な商人の中には、そのような買主を市場に連れて行き、そこで購入を希望する者を見つけられるようにし、もし見つからなければ戻って来られるようにする者もないわけではないnonnemo ex timoratis mercatoribus solet mittere eiusmodi emptorem ad forum, ut si ibi inveniat, qui velit emere, vendat: si vero non inveniat, redeat」というのである。「そうすることでその商人が一層安全に最低価格で買い戻せるsic securius idem mercator infimo redimit pretio」という指摘からも明らかなように、最初から買い戻す意図で掛け売りする商人が「不正義」の疑念を免れる方策の一つがここには提示されている。第三者への転売の機会を設けることで、買主による売り戻しの自発性が一層明確化されるというわけである。しかし、そのような者を果たして「敬虔な商人 timorati mercatores」の内に数えるべきなのか。そのような評価は、三要件説が想定していたように、買い戻す意図なく掛け売した商人が、他に転売先を見出せなかった買主の求めに応じて事後的に買い戻す場合にこそふさわしいはずである。タンブリーニの歯切れの悪い議論には、二要件を手放しで支持することへの迷いやうしろめたさが見え隠れする。

同時期、やはり二要件説を起点としつつも、詳細な類型化の手法で三要件説に匹敵するより厳格な立場に辿り着いた論者に、リヨンのイエズス会学院で教会法を講じたジョゼフ・ジバランJoseph Gibalin(1592-1671年)がいる。ジバランのモハトラ論は、『人間の事柄に関わるあらゆる行為の科学的で両法廷において極めて有益な論考De universa rerum humanarum negotiatione,

tractatio scientifica, utrique foro perutilis』第2部(1663年初版)の第4巻「人間の取引が為される個々の方式についてDe singulis humana negotia agitandi modis」第5章「売買に付加される諸特約についてDe pactis venditioni et emptioni appositis」第6項「売主と買主の間のその他幾つかの約定についてDe caeteris quibusdam pactis inter venditorem et emptorem」第20番³⁷⁾に見

37) “商人が誰かに自分の商品を正当であるが最高の価格で掛け売りした後で、それらの商品を同じ相手から安値の現金払いで買い戻すとの約定は、不正で微利的である。私が「約定」と言うのは、その種の約定が忌避されるならば、このような売却は、何らかの理由で場合によっては悪となるかもしれない、また、君侯の法律によって適切にも禁じられているとしても、不正でも微利的でもない可能性があるからである。このような主張は、スペイン人がモハトラやバラータと呼ぶこの契約について意見を異にしている諸博士を一致させる。スカッキアの『商取引論』第1部問題1第566番によれば、このような契約は、ストックレイ、ストックイイ、バロッコリ、ロンピカッリ、レトランゴリ、キアンゼとも呼ばれ、これを是認する者もいれば、非難する者もいるとされる。もっとよくこの契約を理解しようというのであれば、次の点を考慮すべきであろう。すなわち、金銭を必要とするが貸し付けはおろか高利貸しさえ得られない者が、商人のところに外向いて、自分にとって無用な商品を掛け買いするが、それは、後でそれらを現金で売り戻し、そうすることで自らの苦境に対処しようとの意思に基づきそうするにすぎないということがないわけではない。それは様々な仕方で為され得る。第一に、ティティウスが、商人との間で彼から掛け買いされた商品を正当であるが安値の現金払いで売り戻す旨約定する仕方があり、例えば、一年以内に支払われるべき100で商品を購入した後、同じ商品を同じ相手に70の現金で売却する場合がそうである。第二に、ティティウスが商人のところに赴き、彼から商品を現金払いで売り戻す意思で購入するが、商人はその意思を知らず、購入後、ティティウスが、自分は現金を必要としているので、たとえ少なくない損失が伴っても今売り戻したいとの自らの意思を明らかにし、商人に自身でそれらの商品を買戻すつもりがあるか問い、購入時よりも安い価格について互いに合意する場合、あるいは、商人自身がティティウスに、自分から購入された商品を売り戻す意思があるなら売り戻すよう求め、他の人々がそれらの商品に支払うであろうものを提供する旨約束する場合がそうである。第三に、ティティウスが直ちにそれらを現金払いで売り戻そうというまさにその意思で商品を後払いで自分から受領することを商人が知っており、それを多くの付随的事情から容易に推測できる場合がそうである。というのも、ティティウスが、商人でもなく、自分にとって有益あるいは必要な商品を購入するわけでもなく、他の誰かからの負債に苦しんでいたりと、浪費癖があつて

至る所で金銭を求めている場合、それらの商品を購入する際の意思を容易かつ確実に予測できるからである。第四に、ティティウスには、自ら掛け買いした商品売却し得る他の商人が多くいることもあれば、そのような商人がそれほどいないために、購入した相手のところにそれを売り戻すために出向いたりすることもある。というのも、彼だけがその種の商品を取引し、あるいは、現金を持っていたり、商人等がその地にほとんどいなかったりするからである。

そもそも、商人や他の誰かが、ティティウスに掛け売した商品を正当ではあるが安値の現金払いで自分に売り戻すようティティウスを義務づける約定が不当で微利的であると私が述べたのは、実際、そこには、消費貸借や貸付けが見いだされ、そのために安値で自らに売り戻す義務を課しており、それ故、もたらされる利益は全て微利的な利得となるからであり、全ての諸博士がこの見解に賛同している。

第二に、ティティウスが、それを購入する意図を知らない商人から商品を掛け買いした際、他の商人を探す労を免れるために、それらの商品の安値での買戻しをその商人に持ち掛けるならば、その商人は、たとえそれらを買戻しても、正義に反する罪も隣人愛に反する罪も犯すことにならず、それは、それらの商品を正当価格で購入した他の商人が、ティティウスがただ転売するためだけに購入したことを知っていたとしても、罪を犯さないのと同じである。というのも、商人はティティウスに商品を売却したからといって、他の商人の誰もが有しているはずの再度それらを購入する権利を奪われるいわれはないし、最高価格で売却しても正義に反しなかった以上、今回、安値でも正当価格で購入すればやはり正義には反せず、ティティウスの意図や意思を知らず、予測することもできなかった以上、隣人愛にも違背しないからである。

第三に、ティティウスが商人に金銭の貸付けを求めたが、商人は、これを拒み、金銭を調達するために後で処分できそうな商品の掛け売りを申し出て、他に誰もそれらの商品を購入してくれないだろうと予測していた場合、その商人は、安値現金払いでそれらを購入すると罪を犯す。この場合、貸し付けることで苦も無く助けられたし、避けることのできた大きな損失をティティウスに強いているから、隣人愛に違反するのは確かであり、あらゆる諸博士もその旨述べている。しかし、私は、この場合、正義にも反して罪を犯していると考える。なぜなら、彼は掛け売りによって何かを得ており、そこから突如大きな利益がもたらされているからである。つまり、掛け売りする契約や、現金で買い戻す契約には、何れの契約においても価格の均衡が保たれている限り、不正義は存しないのは確かだとしても、後者の契約は、たとえ正当であれ、最初の仮装の消費貸借の故に、そして、その帳尻合わせとして為されているにすぎず、商人も、その掛け売りによって、それらの商品を直ちに少なくない利ぎやと利益を伴い取り戻すことになることを知っていたか、あるいは、そう期待していなければ、ティティウスに商品を掛け売り

しなかったはずである。このように、将来の利得が商品を掛け売りしたことの原因となっており、しかもこの場合、逸失利益や既発損害が後発の契約によって回復されるとは全く考えられないので、ここでは正義が侵害されていると私には思われる。

第四に、ティティウスが商人から商品を掛け買いし、直ちにそれらの商品を同じ商人に安値で売り戻す場合、商人は、売却した際にティティウスの意思について予測していなかったとしても、それらの商品を直ちに安値で買い戻すならば、隣人愛に反する罪を犯すことになる。なぜなら、ティティウスに金銭を貸し付けることも同様に可能であるにもかかわらず、掛け売りし直ちに買い戻す商品を与えている以上、ティティウスの大きな損失の下に商品を買戻していることになり、また、ティティウスがそれほど大きな損失を伴ってでも商品を売却せざるを得なかったのはひどい困窮のために他ならないことは容易に推測でき、商人は、先に売却した時と同じ価格で商品を買戻したならば、自ら損害を被ることなく、そのような損失を防止できたからである。

第五に、ティティウスが、商人から何らかの商品を掛け買いし、それらの商品を他の商人等に安値の現金払いで転売すべく差し出したところ、彼等から代金を得られなかったので、最初に掛け買った相手の商人のところに戻り、それらを手放そうと望むその価格で購入するよう求めるならば、この商人は、それらの商品を購入しても、たとえ最低額であっても価格は正当と想定されるので、正義には反せず、また、他の商人等が同じ機会に得られたであろう利益を放棄してまでティティウスの窮状を救う義務はないから、隣人愛にも背かず、罪を犯すことにはならないであろう。しかも、そこに至ったのは、欺罔によってでも、厚意からでも、何かしらの理由からでもなく、ただティティウスの意思と懇願の故であって、もしそうでなければ、最低価格で購入することは許されなかったであろう。なぜなら、それは、もっと高値で売却できたならばそうしたであろう売主側の損失を常に伴って為されるであろうし、それらの商品が元々この商人のものであり、それが結局彼のところに戻ってくるという点は何ら重要ではないからである。ただし、私が以上から除かれるべきと考えるのは、その種の商品を扱っていて、それ故、自分によって売却された商品を購入しようとしたり購入できたりするような商人ではない場合である。というのも、その場合、彼は、ティティウスが自分から商品を掛け買ったのは、それらの安売りによって必要とする現金を自分から手に入れるためであったと容易に予測でき、そのような利益故にティティウスは商品の購入代金弁済の繰り延べを求めたのであって、そこには事実上の消費貸借が存しており、実際にはその消費貸借の利息を当該契約において受領するからである。

最後、第六に、この契約においては、どのような仕方であれ、全体として、不正義を犯す大きな危険、あるいは、隣人愛にのみ背く危険が生じるので、決して推奨されるべきではなく、外的法廷では、全く適切にも、不正で更には徴利的で

ることができる。ジバランによれば、「商人が誰かに自分の商品を正当であるが最高の価格で掛け売りした後で、それらの商品を同じ相手から安値の現金払いで買い戻すとの約定は、不正で徴利的である *pactum quo mercator credito vendit alicui suas merces summo pretio, iusto tamen, ut illas deinde ab eodem viliori redimat praesenti pecunia, iniustum et usurarium est*」が、そのような買い戻す旨の「約定 *pactum*」を伴わないならば、正当価格の範囲内での商品の高値掛け売りと安値現金払いの買い戻しは、「何らかの理由で場合によっては悪となるかもしれず、また、君侯の法律によって適切にも禁じられているとしても、不正でも徴利的でもない可能性がある *neque iniusta, neque usuraria esse potest, quamvis aliunde mala fortasse sit, et iure merito prohibeatur lege principis*」とされる。これが、内的法廷においてモハトラ許容の余地を認める諸論者の一致点であり、ジバランの考察の起点ともなっている。商人が最初から買い戻す約定で掛け売りすることは徴利とされる一方、「金銭を必要とするが貸し付けはおろか高利貸しさえ得られない人々 *qui indigent pecunia, neque mutuatitiam reperiunt, aut etiam foeneratitiam*」が実際におり、彼等は「商人のところに向いて、自分にとって無用な商品を掛け買いすが、それは、後でそれらを現金で売り戻し、そうすることで自らの苦境に対

あるとの推定が働き、多くの地域において君主の命令により禁じられている。とはいえ、以上に説明した我々の教説は万人によって受け入れられている。というのも、以下の人々の著作を繙けば分かる通り、各人がこの教説の何らかの部分について教示しているからである。それらの論者とは、すなわち、シルウェステル『要覧』徴利2問題4、メルカトゥス『契約論』第2巻第21章、レベッルス『諸義務論』第9巻問題7第7番、ナバラの人『手引』第23章第91番、グラフィス『良心事案決疑集』第1部第2巻第109章第4番、モリナ『契約討論集』第2論考討論310、グティエレス『カノン法問題集』第1巻第39章末尾、レッシウス『正義と法』第2巻第21章考察16、トレトゥス『要覧』第5巻第31章第3番、ペトルス・ア・ナワッラ『原状回復論』第3巻第2章第170番、サラス『契約論考集』売買論疑問37、フェルディナンドゥス・ア・カストロ『正義と法』討論5第33項、ルーゴ『正義と法』討論26第13章第2節、そして、ディアナ『道徳討論集』「契約について」解決58が示してくれるであろう他の人々である。”(De universa rerum humanarum negotiatione, tomus secundus, 162-163. 引用は1663年リヨン刊初版による)

処しようとの意思に基づきそうするにすぎない*accedere ad mercatorem a quo emunt credito merces sibi non utiles, sed eo tantum animo ut eas deinde revendant praesenti pecunia, atque ea ratione suae occurrant necessitati*』といった事情は、徴利の有無を直接左右することはないとされる。

買い戻す旨の「約定」を欠くが故にモハトラが徴利とならない可能性のある場面を、ジバランは以下のように四つの類型に分けている。第一の類型は、掛売後に、安値で売り戻す契約が、金銭の調達という買主側の動機乃至目的が示されることなく、単純に交わされる場合である。これに対して、買主の方から「自分は現金を必要としているので、たとえ少なくない損失が伴っても今売り戻したいとの自らの意思を明らかにする*aperit suum animum, et se indigere praesenti pecunia, et idcirco se velle revendere impraesentiarum etiam cum sua nonnulla iactura*」場合もあり得る。この第二の類型では、買主自ら「商人に自身でそれらの商品を買戻すつもりがあるか問い、購入時よりも安い価格について双方合意する*quaerit a mercatore an ipsemet velit eas redimere, conveniuntque de pretio minori, quam emptae fuerint*」か、あるいは、商人の方から「自分から購入された商品を売り戻す意思があるなら売り戻すよう*ut quando habet animum vendendi merces a se emptas, sibi vendat*」求め、「他の人々がそれらの商品に支払うであろうものを提供する旨約束する*se quidquid alii pro ipsis dabunt promittens daturum*」ことになろう。第三の類型とされるのは、買主が「商人でもなく、自分にとって有益あるいは必要な商品を購入するわけでもなく、他の誰かからの負債に苦しんでいたりと、浪費癖があって至る所で金銭を求めている*non sit mercator, neque sibi utiles aut necessarias emat merces, et aliunde debitis gravetur, aut prodigus sit, et pecunias undique conquirat*』といった「多くの付帯的事情*multa adiuncta*」から、その買主が「直ちにそれらを現金払いで売り戻すというまさにその意思で商品を後払いで自分から受領する*non alio animo merces a se credito accipere, quam ut eas statim praesenti pecunia revendat*」ことを、商人が「容易かつ確実に予測できる*facile certoque conjicit*」場合である。ただし、商人は買主の意思を実際に確かめた上で掛け売りするわけではなく、自らの見立て

通りに買い戻しを持ち掛けられるのを期待するに留まる。更に、第四の類型として、買主が商人から掛け買いした商品を「他の商人*alii mercatores*」に転売しようにも、「その種の商品を取引し、あるいは、現金を持っている*negotiatur eo genere mercis, vel habet numeratam pecuniam*」のが購入相手の商人だけであるとか、そもそも「商人等がその地にほとんどいない*in eo loco pauci sunt mercatores*」といった事情から、売り戻さざるを得ない場合が挙げられている。何れの類型においても、買主は、掛買時の「約定」によらずに、あくまで自発的に商品を売り戻している。また、第三の類型に照らせば、商人が既に掛売時に買主の売り戻す意思を知り得た場合にも、売り戻しの自発性故に微利の罪を免れ得ることになろう。そうであるとすれば、ここには、商人の悪意、引いては、その買い戻す意思や利得の意図の有無を問わずに、正当価格の遵守と買い戻す約定の欠如のみでモハトラを許容する二要件説が提示されているようにも見える。

しかし、そのような印象はモハトラ論の後段において見事に覆される。ジバランは、前段で提示された諸類型を更に具体化し、「正義*iustitia*」のみならず「隣人愛*charitas*」の観点からも各事例の当否を吟味している。まず、「それを購入する意図を知らない商人から商品を掛け買いした*emit credito mercem a mercatore qui nescit quo animo illas emerit*」者が、「他の商人を探す労を免れるために、それらの商品の安値での買戻しをその商人に持ち掛ける*eas ipsi offert reemendas viliori pretio, ut se liberet labore alios mercatores inquirendi*」場合については、「その商人は、たとえそれらを買戻しても、正義に反する罪も隣人愛に反する罪も犯すことにならない*non peccat mercator ille contra iustitiam, neque contra charitatem si eas redimat*」とされる。第三者への転売に要する労力や費用を見越して買主自身により売り戻しが選択されるこの事例は、モハトラの第四類型の一例とも解し得る。この場合、商人は、商品を売却した当人であるからといって「再度それらを購入する権利を奪われるいわれはない*non idcirco privatur iure eas redimendi*」し、掛売額と買戻額が何れも正当価格の範囲内であれば「正義」に反せず、また、掛売時に買主の「意思や意図*animus et mens*」を「知らず、予測することもできなかつ

たnescierit, neque praevidere potuerit」以上、「隣人愛」にも背かないというのである。

これと正反対の評価が加えられているのが、買主からの金銭貸し付けの求めを拒み、その代わりに転売によって金銭を調達できそうな商品を高値で掛け売りする商人が、「他に誰もそれらの商品を購入してくれないだろうと予測していたpraeviderit nullum alium eas empturum」場合であり、そのような商人は、「安値現金払いでそれらを購入すると罪を犯すpeccat eas praesenti pecunia minori pretio emendo」とされる。この場合、商人は、金銭を貸し付けて買主を「苦も無く助けられたpoterat nullo suo incommodo succurrere」にもかかわらず、その「避けることのできた大きな損失grave damnum, quod vitare poterat」を商品の高値掛け売りによって買主にもたらししており、そのような振る舞いは「隣人愛」に背くというわけである。この隣人愛違背の指摘は、「あらゆる諸博士もその旨述べているidque omnes fatentur doctores」とある通り、三要件説に連なる論者の中で広く共有されてきた。一方、ジバラン自身は、更に踏み込んで、金銭の貸し付けを拒んだ上で商品を掛け売りする商人が「正義にも反して罪を犯しているpeccare quoque contra iustitiam」と主張する。たとえ正当価格が遵守されるとしても、商人は、「その掛け売りによって、自らがそれらの商品を直ちに少なくない利ざやと利益を伴い取り戻すことになることを知っていたか、あるいは、そう期待していなければnisi scivisset aut sperasset vi illius crediti, se illas statim cum augmento et lucro non exiguo fuisse recuperaturum」、そもそも取引などしなかったはずであり、「そのような将来の利得が商品を掛け売りしたことの原因となったfuturum illud lucrum fuit causa propter quam mutuo dedit merces」以上、安値買戻しによる利得は徴利に他ならず、弁済期繰り延べによる「逸失利益lucrum cessans」や、履行遅滞による「既発損害damnum emergens」の名目では正当化できないというのである。買い手がつきそうもない商品が金銭貸付けの代替手段として掛け売りされ、買主からの売り戻しが確実視されるという点のみに着目すれば、この事例は、モハトラの第三類型、つまり、商人が「多くの付随事情」から買主の売り戻す意思を知り得たにすぎない場合の一つのようにも見える。しかし、

ここでは、買い戻す「約定」を伴わないにもかかわらず、掛売時の商人の悪意や買い戻す意思故にモハトラの徴利性が肯定されている。

それでは、買主の意思や目的について知らずに掛け売りした後に安値で買い戻す商人が罪に問われる場合はあり得るのであろうか。この点、ジバランは、たとえ商人が善意で商品を掛け売りするのだとしても、「それらの商品を直ちに安値で買い戻すならば、隣人愛に反する罪を犯すことになる *peccabit contra charitatem, si illas viliori pretio statim reemat*」としている。この場合、商人は、買主の損失覚悟の安値売り戻しの申出から相手の「困窮 *necessitas*」を読み取って、必要な金銭を貸し付けるか、あるいは、「先に売却した時と同じ価格で *eodem pretio, quo superiori momento illas vendiderat*」商品を買戻すこともできたのに、言われるまま安値で買い戻して買主に損失を加えているというのである。モハトラの第二類型では、善意での掛け売り後に、買主から売り戻す意思が表明される場面が想定されていたが、たとえ買主の自発的な安値売り戻しであっても、掛売後「直ちに *statim*」それが為される場合は、買い戻す商人は、掛売時に買主の売り戻す意思を知り得たか否か問われることなく、常に隣人愛違背の罪に問われることになる。

これに対して、商品を掛け買いた者が「それらの商品を他の商人等に安値の現金払いで転売すべく差し出した *illas aliis mercatoribus obtulit revendendas viliori pretio numerata pecunia*」が不首尾に終わり、「最初に掛け買いた相手の商人 *mercator a quo illas primum credito emerat*」に同じく安値での購入を求め、商人がこれに応じて買い戻す場合、「他の商人 *alii mercatores*」も購入できたはずの価格で買い戻すにすぎないから「正義」に反することはなく、また、「他の商人等が同じ機会に得られたであろう利益を放棄してまでその者の窮状を救う義務はない *non est obligatus succurrere illius miseriae dimittendo lucrum quod alii in ea ipsa occasione facere potuerunt*」ので「隣人愛」にも背かないとされる。この事例は、三要件説がモハトラの許容例とみなしてきたものに他ならず、ジバラン自身の類型化に従えば、掛売時の商人の善意を想定する第二類型と、転売の困難や不首尾を想定する第四類型の混合例と見なし得る。ジバランによれば、このような事例でモ

ハトラが許容されるのは、買主もまた「その種の商品を扱う商人mercator, qui illo genere mercis negotietur」である場合に限られる。というのも、それ以外の者が商品の掛け売りを求めてきた場合、売り手である商人は、「それらの安売りによって必要とする現金を自分から手に入れるためにut ab illo praesentem pecuniam qua indiget, ipsarum vili venditione extorqueret」そうしたのだと「容易に予測できるfacile conjicere potest」からである。つまり、ここでも、付帯事情から商人が買主の売り戻す意思を知り得る第三類型の一例が、隠れた徴利、つまり、「事実上の消費貸借virtuale mutuum」に基づく「利息usurae」の受領として排斥されているのである。

以上に見てきたように、ジバランの議論は、掛売後に直ちに売り戻して金銭を得ようとする買主の意思を商人が推認できるような幾つかの典型的な場面においてモハトラの徴利性を認めており、その結果、買い戻す「約定」の欠如故にモハトラが許容されるはずであった前述の第三類型は骨抜きとなっている。逆に言えば、掛売時に善意であった商人による事後的な安値買戻しのみが許容されることになり、その趣旨は、モハトラの許容要件として買い戻す意思の欠如を求める三要件説と一致する。また、二要件説がその有効性を確保しようとしてきた掛売後「直ちに」買い戻すモハトラについても、商人は、その善意悪意を問わず、隣人愛違背の罪に問われるとされた。「この契約においては、どのような仕方であれ、全体として、不正義を犯す大きな危険、あるいは、隣人愛にのみ背く危険が生じるので、決して推奨されるべきではないin toto isto contractu quomodocumque fiat magnum periculum est committendae iniustitiae vel saltem violandi charitatem, ideoque nunquam consulendus est」とのジバランの結論には、モハトラに対する厳格な態度が明確に示されている。しかも、それは、「以上に説明した我々の教説は万人によって受け入れられているita explicatam nostram doctrinam complectuntur omnes」とある通り、あくまで通説として提示されたのである。

ジバランは、自らのモハトラ論の末尾に典拠をまとめて列挙しており、そこには、モリナ、レッシウス、トレド、レベロ、サラス（『契約論考集』第一論考疑問37）、カストロ・パラオ、ルーゴといったイエズス会の諸論者と並んで、

マツォリーニ、メルカド(『契約要論』第2巻第21章)、アスピルクエタ(『手引』第23章第91番)、グティエレス、グラッフィ、ナバラ、ディアナの所説も並んでいる。ただし、それらは二要件説と三要件説とに振り分けられているわけではなく、ジバラン自身の「教説doctrina」を前提に、「各人がこの教説の何らかの部分について教示している*singuli partem eius aliquam tradunt*」との趣旨で引用されているにすぎない。なお、その中には本稿で未検討の典拠が一つ含まれている。それは、ディアナの『道徳討論集』から引用された第8論考「契約について*De contractibus*」解決58³⁸⁾である。ディアナの見解は、既

38) “メディナ『要覧』第1巻第14章第23節やアントニヌス師『神学要諦』第3部第8章第4節第4款は、同一人が買い戻す場合は、契約は不正であり、隠蔽された徴利にあたと解している。つまり、この契約を適切に捉えるならば、本当のところは消費貸借に他ならず、徴利を伴っているというわけである。実際、商人ペトルスがヨアンネスに一年の支払期限で商品を例えば100で売却し、その後直ちに同じ商品を現金払いの例えば90で購入することは、ヨアンネスに消費貸借により90を渡し、一年後に10の利息と共に返済を受けることと何が異なるというのか。そのような契約は本当は消費貸借で徴利を伴う。それ故、賢明な人々は誰でも、これを聞くと、直ちにその契約を非難し、そのように売却し買い戻す商人を不正な者と判定する。また、カステーリヤの法令においては、レベッルス『諸義務論』第2部第9巻問題7第7番が記しているように、当該契約が重い刑罰の下に禁じられている。

しかし、当該契約は、そこで二つの条件が満たされている限り、不正ではなく、非難されるべきでもないと解する他の人々の方が正しい。一つ目の条件とは、正当価格が常に遵守されているという点である。すなわち、この種の商品が、法令によってそれらの商品に課された特定の価格を有さず、市場の一般的慣行に即してそれらが売却される正当価格を有していて、当然ながら、その価格に幅がある場合、商人が、高値で売却してもその範囲を超えず、安値で購入してもその範囲を外れなければ、当該契約に義務づけられた第一の条件を少なくとも満たすことになる。もう一つの条件とは、売却時の厳しい価格が正当価格の範囲を超えず、購入時の最低価格もその範囲を外れていないので、そのような契約に如何なる不正も存しないと明示することで、あらゆる躰きを取り除かれているという点である。そのように述べているは、ナバラの人『手引』第23章第91番、ペトルス・ア・ナワラ『原状回復論』第3巻第2章第170番、ホモボヌス『注解集』第2部第9論第3章問題4、レギウス『良心事案解決集』事例14及び34、『究極の数珠』第2部第8章第9番、レッシウス『正義と法』第2巻第21章考察16第130番である。

にルーゴによって参照されていたが、ジバランが参照している箇所は、「モハトラ mohatra」や「ストッコ stocco」といった名称に言及する表題³⁹⁾からも見

先に売主であった者が買主であることも重要ではない。レッシウスが述べる通り、そもそも他の者がその価格で購入できたのであれば、なぜ商人がそうできないのか。それどころか、買主が他人を探したり仲介人に手数料を支払ったりする負担を免れる限りで、相手方に便益がもたらされると解される。とはいえ、グラッフィウス『良心事案決疑集』第1部第2巻第109章第4番やボナキーナ『契約論』討論3第2問第3項第20番が指摘するように、買主にそれを強いることはできないし、その旨の黙示乃至明示の約定を付すこともできない。

この売却が不正義や徴利の責めを免れるためには、そのような利得への期待がなければ、商人はそもそも掛け売りしなかったであろうと言えるほど、安値で買い戻すことを主に意図して為されてはならない旨付け加える人々もいる。そのように述べるのは、モリナ『正義と法』第2巻討論310、ウェガ『神学要覧』第2巻第131章事例62、アゾリウス『道徳教程』第3部第8巻第11章その他の人々である。

しかしながら、この条件を認めないヨアンネス・サラス『契約論考集』「売買論」疑問37第4番の見解が私には好ましい。そして、元本を超える如何なるものも、貸付けの代価や債権として、約定されず、期待もされていない場合、主として差益が意図されているにせよ、そうではないにせよ、徴利は存しないというのがその理由であり、これは、モリナ『正義と法』第2巻討論305、ウェアンティア『神学注解』第3巻討論5第21問第1項、ナワツラ『原状回復論』第3巻第1章疑問2第190番、そして同じサラスの『契約論考集』「徴利論」疑問5第5番にある通りである。従って上記の通り。

以上から、私は問いに答えて以下の通り述べておく、すなわち、そのような契約は、たとえ商人がそのような意図で商品を売却し、その後、自ら、あるいは、他人を介して、それらの商品を購入するとしても、躰きが存せず、売戻について明示あるいは黙示の約定が交わされることもなく、更には、掛売時に最高価格を超えず、現金払いの購入時に正当な最低価格を下回らないというように正当価格の範囲内に留まる限りは、不当ではない、と。”(Resoluciones morales, 127-128.)

39) 「商人等が、時に、困窮者に貸し付けずに、商品を提供し、最高価格で掛け売りして、その困窮者が誰でも好きな相手に現金払いで売却できるようにするが、買主は、それらの商品を直ちに同じ商人等に提供し、商人等が同じ商品を現金払いの中等あるいは最低の価格で購入するのがよく見られ、スペイン語でモハトラ、イタリア語でストッコと称される。このような契約が許容されるのか問題となる。Solent mercatores aliquando non mutuare indigenti; sed ei credito merces offerre, et vendere summo pretio, ut ille eas vendat pecunia numerata, cui voluerit: sed emptor statim illas offert ipsis mercatoribus, qui easdem merces

て取れるように、ルーゴがディアナ説の典拠として引用した別の箇所（解決33⁴⁰⁾）に比べて遥かに適切であり、ルーゴ説に続いて敢えてこの箇所を挙示したジバランには、ルーゴによる引用を補う意図がうかがえる。ディアナがこの箇所でも論じているのも、金銭の貸付けを拒む代わりに高値で掛け売りした商品を直ちに安値で買い戻す契約の是非である。それによれば、掛売額と買戻額双方を正当価格の範囲に収め、そのような正当価格の遵守を「明示して explicando」、他の人々の「躓き scandalum」を予め取り除く⁴¹⁾と共に、安値売

emunt pecunia numerata pretio medio, vel infimo: hic contractus Hispanice vocatur mohatra, Italice stocco. Quaeritur, an sit licitus?」

40) 「売買による徴利 (3)」X注46参照。

41) 徴利への疑念を予め取り除いて「躓き」を回避する必要性については、本稿でも既に検討済みのアスピルクエタ、ナバラ、レッシウスの所説の他に、幾つか典拠が掲げられている。その内、聖パウロ修道聖職者会（バルナバ修道会）に属しボローニャ大司教区で聴罪師を務めたオモボノ・デ・ブオーニ Omobono de Buoni（生没年不詳）の『教会による審理、並びに、道徳実践神学、キリスト教哲学、日々常に見受けられる良心事例の究明に関する注解 Commentarii resolutorii de examine ecclesiastico, et disquisitionibus moralis ac practicae theologiae, Christianae philosophiae, et casuum conscientiae qui in dies occurrere solent』第1部（1623年初版）の第9論考問題4では、「布地のような耐久性のある同じ物を高値で掛け売りし直ちに即時払いの安値で買い戻すこと eandem rem immutatam puta pannum carius expectata pecunia vendere, et statim eadem soluta, vilius reemere」は、「真正な売却が存し、徴利が隠蔽されておらず vera sit venditio, et non palliata usura」、商人が買主に「売戻しを義務づけない ad revendendum obliget」だけでなく、「躓きが回避される evitetur scandalum」ならば「許容される sit licitum」とあり（Commentarii resolutorii, II, 86-87.引用は1623年ボローニャ刊のテキストによる）、適切な引用と言える。一方、ピシェーリエ出身の神学博士マウロ・アントーニオ・ベラルドゥッチ Mauro Antonio Berarducciによる『聴罪者の究極の数珠 Summa corona confessorum』（1584年初版）からの引用箇所では、既に受領した代金の返還と引き換えに売却物を取り戻せるように売買と共に締結される「売戻契約 contractus de retrovendendo」において、代金が貸付金、売却物が質の機能をそれぞれ果たし得ることから、その徴利性が論じられているにすぎず（Summa corona, 241-249.引用は1585年ヴェネツィア刊のテキストによる）、掛け売りした商品の安値売戻しを買主に義務づける約定の是非は扱われていない。更に、アスグスチノ会士で同修道会の本拠ボローニャ

戻しを「黙示乃至明示の約定 *pactum implicitum aut explicitum*」で買主に強いることもなければ、当該契約は「不正ではなく、非難されるべきでもない *non esse iniquum, nec damnandum*」とされる。その一方、当該契約が「不正義や徴利の責めを免れる *ab iniustitia et usura immunis sit*」ためには、更に加えて、「そのような利得への期待がなければ、商人はそもそも掛け売りしなかったであろうと言えるほど、安値で買い戻すことを主に意図して為されてはならない *non debet fieri intentione principali reemendi viliori pretio, ita ut sine spe illius lucri, non esset credito mercator venditurus*」とする見解⁴²⁾は、サラス説を引き合いに退けられている。ディアナの二要件説支持は明白であり、

のサン・ジャコモ・マッジョーレ教会の付属学校で教えたアルフォンソ・レージョ Alfonso Regio(生没年不詳)の『ウンブリアの諸司教館で毎月開催される習わしの聖職者会議で扱われた良心事案解決集 *Resolutiones casuum conscientiae habitae in clericorum congregatione dogi consueta singulis mensibus intra Episcopales Urbis ueteris aedes*』(1621年)からは事例14と事例34が引用されている。前者の事例14では、高値で掛け売りする商品を直ちに安値現金払いで買い戻す商人の原状回復の要否が論じられ、マッツォリーニ、カルレッティ、アスピルクエタ、サロン、ページャの所説が参照される共に、「あらゆる躰きや不正の疑念は、他の商人等に売りに出される前に商人がそれらを購入しないのであれば、取り除かれ得るし、そのような場合、正当価格をたとえ最低額でも支払おうとする者が他に見当たらないため、商人が買主から乞われて買い戻すのであり、この事案で商人を罪に問ひ、不正と断じるのは明らかに無分別な判断となろう *scandalum omne, et iniquitatis suspicio tolli potest, si mercator merces illas non emat priusquam aliis venales proponantur: et tunc nullo alio invento qui velit dare pretium iustum, etiam infinum, ipse ab emptore rogatus reemat: in quo casu, mercatorem condemnare, et iniquum iudicare, certe esset iudicium temerarium*」との一節も確かに見出される(*Resolutiones casuum conscientiae*, 87.引用は1621年ローマ刊のテキストによる)。これに対して、後者の事例34で論じられているのは、金銭消費貸借の代替手段としての「売戻約定 *pactum retrovendendi*」付きの売買において、買主が購入後直ちに目的物を売主に賃貸する事案の徴利性であり(買戻代金が元本、賃料が利息に相当)、前述のベラルドゥッチ説と同じく、モハトラとはそもそも無関係である。

42) ディアナが典拠として掲げているのは、モリナ説、バガ説(『神学要覧』第2部第131章事例62)、アソル説(『道徳教程』第3部第8巻第11章)である。

ジバランが正義にも隣人愛にも反するとみなしたモハトラの事例がここでは許容されていることになる。

新旧の道徳神学者によるモハトラ論とは別に、ジバランは、スペイン語の「モハトラ」や「バラータ」に対応するイタリア語の様々な名称の典拠として、ローマの弁護士シジスモンド・スカッチャSigismondo Scaccia(1564-1634年)の『商取引並びに為替に関する論考Tractatus de commerciis et cambio』(1619年初版)も引用している。ジバラン自身が参照しているのは取引の名称に関わる箇所(第1部問題1第566番)のみであるが、この箇所を含む一節(同第566番から第568番⁴³⁾)では詳細なモハトラ論が展開されているので、法律家によるモハ

43) “(566.) 四つ目に、金銭の不足や困窮に迫られた者が、強制的かつ有害な仕方でも、しかも見せかけのいかさまによって契約するような取引にも例を見出せよう。すなわち、後払い故に最高価格で、ただし、同じ物を直ちに最低価格ではあるが現金払いで買い戻す黙示の約定を伴い、物を売却する場合がそうである。なぜなら、この種の取引は不当で良俗に反しているからであり、そのため禁じられ、ストッキ、ストッコリ、バロッコリ、ロンピッコリ、レトランゴリ、チヴァンツェと称されている。これらの契約の性質とは、例えば、商人であるあなたが、困窮し金銭を必要とする者に、先に述べたように、後払い故に高値で商品を売却し、その後でその者から現金払いの安値で買い戻すというもので、その困窮者が商品を購入するのはそれを手に入れるためではなく、そこから金銭を得るためであるとあなたは知っており、それ故、彼に金銭を貸し付けるのも同然であって、(一層悪質なことに)困窮者を二本の剣で切りつけている。つまり、あなたから正当価格よりも高値で購入することで一振り目、あなたに安値で売り戻すことで二振り目であるが、この場合、直ちに現金で支払うという理由ならば安値で購入することがあなたに許されるし、掛け売りされる場合には高値での売却を許したとしても理に適うようにみえる。この契約を非難しているのは、コワッルウィアス『問題解決集』第2巻第3章第6番末尾であり、これを極力忌避されるべき略奪行為の類と呼んでいる。また、ナバラの人『手引』[第四版]第17章の「消費貸借をめぐる徴利の罪について」第241番「第106番目に云々」の節も同旨。これがストッコリ、バロッコリ、チヴァンツェの契約である旨指摘し、以上に与しているのが、ウィルギニウス・デ・ポッカティイス『占有取得特示命令論』第18章第189番である【『汎法論集』第6〔→3〕巻第2部317葉】。更に、この契約がイタリア人や要覽著述者等からストッコラ、スペイン人からはモハトラと呼ばれる旨記しているのが、ミカエル・サロニウスによる聖トマス『神学大全』第2部第2編第78問第3項に関する論争7第1番及び第2番であり【第2巻〔ヴェネツィア版〕243頁】、また、

同箇所第2番の「第三に云々」では、この契約が、カステイーリヤの法令により、取引資格のはく奪と5千ドゥボンディウスの罰金の刑の下に完全に禁じられているとされ、法令の文言そのものも引用されている【同244番】。〈567.〉そして、パロッコリあるいはレトランゴリ、すなわち、毛織物職人がレトラングラトルに布地10反を一年の期限で500フローリンで売却するところに、金に困っているティティウスが横から入って来て、レトラングラトルとの間で、レトラングラトルがティティウスに現金で450フローリンを渡し、ティティウス自身が毛織物職人に対して期限内に500フローリンを弁済する旨合意する場合について、それが許されるのかどうか、許されるならばそれは如何なる場合に誰に関してなのかは、ラウレンティウス・デ・ロドルフィスの『徴利論』第3部第6番「第二に云々」【『汎法論集』第7巻38葉】を参照されたい。彼の見解をそのまま引用し、これに与しているのが、フィレンツェ大司教の『徴利論』第3章第5節第13、14、15番である【『汎法論集』第7巻87葉】。これに対して、ミカエル・サロニウスの前掲論争7第1番「第二に云々」【243頁】や第2番「第二の契約に関して云々」【245頁】は、この契約を別様に説明しており、それによれば、イタリア人がパロコラと称し、スペイン人が「パラータ」と呼ぶ契約とは、誰かが商人から商品を掛け買いし、それらの商品を直ちに、今論じているモハトラ契約の場合のように同じ商人にではなく、他の商人等に転売する場合であり、そのような契約は、正当価格の範囲に留まり、あらゆる欺罔が取り除かれている限り、不当ではないとされる。その上で、同じく第1番「第三の仕方によれば云々」と第2番「第三のもの云々」では、第三の契約が先の二つよりも一層不当であるとされている。それは、すなわち、困窮する者が、彼のために何らかの仕方でも金を調達できる仲介人を訪れ、自ら債務を負い、その他必要なことを為すと、仲介人は、儲けたい一心で、困窮者が資力ある債務者であることを確かめた上で、商人のところに赴き、自身の名義で彼から高値で商品を掛け買いし、その際、先に資力ある別の者がその商人に対して将来その商品の代金を支払う債務を負った場合には、仲介人自身は債務を完全に免除されるとの約定を交わす。そのようにして商品が購入されると、金を必要としているかの者が仲介人からそれらの商品を高値で掛け買いするが、弁済に関しては、商人に対して義務を負い、仲介人は免責される。その後、仲介人は、その困窮者から同じ商品を安値で購入し、直ちに何らかの儲けを伴う仕方でも誰か他の者に現金払いで売却し、その代金で困窮者に代金を支払う。その結果、哀れな困窮者は、第一、第二、第三の契約において不利益を被る一方、仲介人はそれぞれの契約で儲ける。というも、仲介人は、最初の契約の購入先である商人からもまた、仲介人の尽力でそのように自己の商品が売却する以上、何らかの対価を得るからである。

〈568.〉ストックという契約が、聖都では、ローマ教皇により、契約に含まれる財産や金額の没収、更には、市民法大全に所定の罰金といった刑罰の下に、聖都総督閣下の諸布告にある通り、禁じられているのは、ウィルギニウス・デ・ボッ

カティイスが前掲書第18章第188番317葉で指摘している通りである。また、聖都では、都市法令集第1巻第153条「不当な諸契約、並びに、キヴァンティアと呼ばれる契約について」に定められており、そこでは、一般にチヴァンツァ、ロンピッコロ、ストッコと称されている契約が全て禁じられ、無効とされるだけでなく、契約当事者もまた処罰されている。

(569.) なお、如何なる契約がチヴァンツァと称されるのかは、ウィルギニウス・デ・ボッカティイス前掲書第190番を参照せよ。また、聖都の法令集前掲第153条の定めるところでは、動産が正当価格よりもその3分の1以上高値で掛け売りされ、その動産の全てや一部が売主あるいは仲介者の手元に残され、売主自身によって、あるいは、仲介者を介して、買い戻される場合、金銭が物品と組み合わせられている場合も含めて常に、キヴァンティアやストッコの契約は推定される。

(570.) これらの契約や類似の契約が許容されず禁じられ、醜悪な名称で呼ばれているのは、徴利的な消費貸借の外観を有しているからである。すなわち、金銭の貸付けを必要としているが無利息で金銭を貸し付けてくれる者を見つけられない困窮者が、商人との間で、これこれの商品を自分に掛け売りしてくれるよう約定を交わし、商人は、たとえその困窮者が商品を必要としないことを知らなかったとしても、彼に商品を消費貸借の代わりに引き渡すかのように売却し、(更に悪質なことには) 品質の悪い傷んだ商品を厳しい価格で提供し、その結果、困窮者は金銭の調達をもくろんでいる転売において著しくそして重ねて損害を被り、貸主は、多大な利得を得て、貸付けを必要とする困窮者の意図に売却という方法で応じているのであるから、当該売却は徴利的な消費貸借に類似し、それどころか瓜二つというわけである。この徴利的な消費貸借については、ソトが『正義論』第6巻問題1第2項第6段「同じ理由から云々」535頁で論じており、そこでは、商人が、借主が借入金全部または一部を商品で受領するとの義務の下に貸し付ける場合、たとえそれらの商品を正当価格で売却するとしても、借主が実際にはそれらの商品を必要としてはおらず、消費貸借のためにそれらの商品の購入を強いられている限り、消費貸借は徴利的であるとされており、そのような強制が金銭的に評価可能で、しかも、商人はこうすることで大量の商品を捌いているというのがその理由とされる。この理由づけにおいて述べた点の更なる理解、説明、裏付けに関して、本書後述第2部第問題7拡張10第82番以下を参照せよ。

(571.) 商品の販売者に関するこの例証は職人にも当てはまるように拡張できよう。例えば、金銭を必要とするティティウスが職人のガイウスのもとを訪れ、彼から金器や銀器を掛け買いし、その際、金や銀の重さのみならず、労働や工夫、つまり、「手業」と呼ばれる職人の技術もまた代価に算入された後に、ティティウスが同じ職人に同じ器を、現金払いで、手業を除いた単なる金や銀としての価値で売り戻す場合がそうである。というのも、そこには、場合分けを要するとはいえ、不当な契約が存するからであり、そのような場合分けについては次の段落で引用

されるナバラの人やヨアンネス・アゾリウスがふれている。

〈572.〉同じ例証は以下のように制限して説明できよう。すなわち、それが妥当するのは、上記の諸契約が、例えば、安値売戻しの約定が明示あるいは黙示に交わされていたり、買主が金銭を必要としているが故に直ちに売り戻すであろうことを売主が知っていたりする場合のように、悪意で締結される場合であると。他方、それらの契約が善意で為され、正当価格の範囲の最高額と最低額を外れていない場合は、この限りではない。というのも、この場合、それらの契約は、例えば、商人であれ誰であれ、たとえ最高価格でも正当価格で物を売却する際に、直ちにそれを同じ相手から買い戻す約定も意図も伴わず単純に売却するが、事後に、物の転売を望んでいても他に購入してくれる者を見つけられない買主から、同じ売主が、最低価格、つまり、最初の価格よりも相当に安値とはいえ、再び正当価格で買い戻す場合がそうであるように、有効であり、許容され得るからである【ナバラの人『手引』前掲第17章第241番、ヨアンネス・アゾリウス『道徳教程』第3部第8巻第11章「売買について」の「私の考えでは云々」656頁】。ミカエル・サロニウスによる聖トマス『神学大全』第2部第2編第78問第3項に関する論争7第2番「シルウェステル云々」【第2巻244頁】が、シルウェステル『要覧』に依拠して言及し同調している場合分けは、結論において、上記説明と調和する。注意すべきは、彼等が物の価格には、より高い価格、高い価格、より低い価格の三つが存し、その何れもが正当であると想定しているという点である。それらの価格については、本書後述第2部問題7拡張10第101番を参照せよ。ただし、ナバラの人は、商人に対して、彼の名誉のために、その買主が最低価格でも購入してくれる者を見つけられない場合でなければ買い戻さないよう助言している。

〈573.〉私は、第一に、上記説明の一つ目の部分から、あるいはむしろ、例証を更に敷衍して、次のように推論する。すなわち、上記の通り、悪意で売却して購入し、貸し付ける意図はあるが、世俗の罰の恐れから文字通りの消費貸借を避け、この売却と買戻しの方法で、消費貸借によって得ようと意図している利得を手にする商人は、実際のところ、意思と意図に照らして、徴利者にあたる【ヨアンネス・アゾリウス前掲書第11章「第四に商人が云々」657頁】。

〈574.〉第二に、上記説明の二つ目の部分からは次のように推論する。すなわち、商人であるあなたが私に対して商品を掛け売りし、その後、私が、それらの商品を、公の市場での競売で売り立てるために競売告知人に引き渡す一方、あなたは、それを知って、他の者が公の市場でそれ以上高くは申し出ない価格をその競売告知人に申し出る場合、あるいは、私が、現金払いで購入してくれる者を他に見出せず、あなたに購入してもらうためにあなたのところに戻り、あなたが購入する場合には、契約は許容される【ヨアンネス・アゾリウス前掲書第11章「私の考えでは云々」656頁】。

〈575.〉第三に次のように推論する。すなわち、善意で売却し購入する金細工師その他の類似の職人は、前記第571番でふれたような事例において、原状回復を

トラ論の一例として、その内容を確認しておく。スカッチャは、「後払い故に最高価格で、ただし、同じ物を直ちに最低価格ではあるが現金払いで買い戻す黙示の約定を伴い、物を売却するrem vendit summo pretio, eius solutione dilata, sed cum pacto tacito reemendi statim eandem infimo pretio, sed pecunia praesenti」取引を徴利として非難する見解として、コバルビアス、アスピルクエタ（『手引』第17章第97節）、サロンの所説に加えて、同じローマの弁護士ヴィルジニオ・デ・ボッカッチVirginio de Boccacci(?-1596/8年)の『占有取得特示命令、別名、差押命令に関する論考Tractatus de interdicto uti possidentis, sive de manutentione in possessionem』（1581年初版）の一節（第18章第188番から第190番）も引用している。ボッカッチによれば、聖都ローマでは、教皇パウルス4世（在位1555-59年）とピウス4世（在位1559-65年）の在位中に、「ストッキ、キウァンティアエ、ロンピコッリ、その他これらに類する不法な契約Stochi, Civantiae, et Rompicolli, et alii similes contractus illiciti」を為すことを「契約に含まれる財産や金銭の喪失perditio bonorum et quatitatis pecuniarum in contractu contentarum」等の制裁の下に商人に禁じる「都市総督Gubernator Urbis」の「禁令bannimenta」や「布告proclamata」

義務づけられることはなく、それどころか、罪も犯していない。なぜなら、この種の職人等の取引慣行では、売却時には手業分も含めて売却するが、購入時には、手業分は購入せず、それ故、それについて支払う必要がないからである【ヨアンネス・アゾリウス前掲書第11章末尾】。

〈576.〉二つ目の同じ説明を次のように敷衍することもできよう。すなわち、地域固有法が、他の場所では、善意でそれが為され得るとの理由で普通法上許容されているこの種の契約を禁じているならば、それを禁じる法令の文言が尊重されるべきであるが、直前に売却したばかりの商品を同じ相手から安値で購入することを禁じて、契約を当然に無効とし排斥している場合には、契約は無効となり、裁判の法廷で無効であるだけでなく、安値で買い戻す者は、裁判官の判決に先んじて、良心の法廷において原状回復を義務づけられる一方、無効とせず、無効とされ取り消され得る旨定めている場合には、そのように買い戻す者は、法令による禁止に反することで確かに罪を犯してはいるが、裁判官の命令による取消に先立って、良心の法廷で原状回復を義務づけられることはない【ヨアンネス・アゾリウス前掲書第11章「第三に人定法によれば云々」】。(Tractatus de commerciis et cambio, 147-148.引用は1619年ローマ刊初版による。)

が発せられたとされる⁴⁴⁾。また、「ストックStochi」に関わる典拠として、マツォリーニ説も参照されており、同説は後にサロンがアスピルクエタ説と共にモハトラ論の基礎に据えたものであった⁴⁵⁾。更に、スカッチャは、ローマ都市法に関するボッカッチの記述を補う趣旨で、教皇グレゴリウス13世(在位1572-85年)の下で新たに整理発布されていたローマ都市法令集*Statuta almae Urbis Romae*(1580年)から、ボッカッチがふれた都市総督の布告と同趣旨の解される条文(第1巻第153条「不法でありキアウァンティアエ⁴⁶⁾」と称されて

44) *Tractatus de interdicto uti possidentis*, 229-230. 1581年マチュエラータ刊初版には該当箇所は欠けており、引用は1582年ケレン刊増補版による。なお、スカッチャ自身は、『汎法論集*Tractatus juris universi*』(『教皇法並びに皇帝法に卓越した諸法律家の論考集*Tactatus illustrium in utraque tum Pontificii, tum Caesarei iuris facultate iurisconsultorum*』)第3巻第2部(1584年)に収録されたテキストから引用している(317葉表)。

45) 「売買による徴利(1)」III参照。なお、ボッカッチは、「ストック」に言及する法学文献として、更に、ナポリ王に即位したルネ・ダンジュー(レナート1世:在位1535-42年)の下で「シチリア王国尚書副長官*regni Siciliae viceprotonotarius*」を務めたヴィターレ・デ・カバニス*Vitale de Cabanis*(生没年不詳)の『精査された両法の書式や結論に関する論考*Tractatus in clausulas et conclusiones utriusque censurae*』(1478年初版)の一節(「欺罔について*De fraude*」第10番末尾)も参照しており(「金銭の貸付けを望んでいる者に、何らかの物を売却し、その後、売却したときよりも遥かに安値で買い戻す場合も同様であり、それらの契約は一般にストックと称されている*item quandoque vendunt aliquam rem petenti pecuniam mutuo, et postea reemunt pro longe minori precio, quam vendderant: et isti vocantur vulgariter stochi*」)*Tractatus*, 412.引用は1548年リヨン刊のテキストによる。本書は後に『汎法論集』第18巻369葉表以下にも収録)、マツォリーニ説に先立つ典拠として注目される。

46) ボッカッチによれば、「キアウァンティアエ*Ciavantiae*」乃至「キウァンティアエ*Civantiae*」(チヴァンツェ*Civanze*)とは、「小麦、葡萄酒、馬その他の家畜のような何らかの物が正当価格よりも高く、過大に算定された価格で売却され、その際、一定額の金銭が哀れな困窮者に与えられる契約*contractus, in quibus venditur aliqua merces, vel branum, vinum, vel equum, aut aliud animal plus iusto pretio, et computato illo pretio excessivo, cum aliqua quantitate pecuniarum quae dantur pauperi indigenti*」であり、「半年や1年あるいは所定の期限内に、代金と貸付金が弁済されるべく、一部は売買、一部は消費貸借の契

いる契約についてDe contractibus illicitis et Ciavantiis nuncpatiis⁴⁷⁾も引用

約が生じるfit contractus partim venditionis, et partim mutui, ad solvendam infra sex menses, vel infra annum, vel aliud tempus conventum quantitatem pretii, et pecuniarum mutuatarum」とされる(Tractatus de interdicto uti possidentis, 230-231.)。この定義によれば、チャヴァンツェは売買と金銭消費貸借の抱き合わせる点で、二つの売買を装う「ストッキ」とは異なることになる。

- 47) 「一般にチャヴァンツェ、ロンピッコロ、ストッコと称されている契約は全て、如何なる覆い、術策、悪意によって隠蔽が試みられようとも、これを禁じ無効とするので、それらの契約からは、主たる債務者に対してはもちろん、保証人に対しても、たとえそれが主たる債務者の地位に取って代わる場合であっても、訴権は生じないし、訴求し得ない。また、宣誓が付け加えられても欺罔や強迫により為されたものと推定され、何ら効果はない。更に、動産や自ら動くものが正当価格をその3分の1以上上回る価格で売却され、それらのものの全部又は一部が売主や仲介人のもとに留まり、売主自身や仲介者によって買い戻される場合は常に、物と金銭が混合されているとしても、キアヴァンティアエヤストッキの契約が推定されるものとし、裁判官は、それらの契約に抗して、自己の管轄に服する者等を審問し、有責と見なされる者等を、受領者の利得となるものの没収、並びに、200金スクードの罰金をもって処罰し、その他何らかの仕方て責任を問うことができ、また、そうしなければならない。その額の3分の1は告発者に、残額は審問が為された裁判所の財務部に分与される。これらの契約に重大な過失により関わっている仲買人や仲介者は、初犯ならば、同様に罰せられ、一か月以内に支払わなければ公衆の面前で鞭打たれ、再犯の場合には、三年間ガレー船に送られるものとする。Omnes contractus, qui vulgo Ciavanza, Rompicollo, seu Stoccho, nuncupantur, quocumque velamine, arte, vel malitia excogitari possint, palliatos prohibemus, et annullamus: ita ut ex illis nulla actio, sive contra principalem, sive contra fideiussores, etiam si ut principales se debitores constituerint, oriatur, nec intentari possit: Iuramentumque desuper praestitum, dolo et metu praestitum praesumatur, et nihil operetur. Declaramus autem quod ubicumque res mobiles, seu se moventes ad tempus vendantur ultra tertiam partem iusti pretii, aut si in toto vel in parte penes venditorem, aut interpositam presonam remaneant, aut ab eo, vel per interpositam personam redimantur, vel si bonis pecuniae sint admixtae, praesumantur contractus, ciavantiae, et stocchi, et contra eos possit, et debeat quilibet iudex ordinarius, in suae iurisdictionis subiectos inquirere, et culpabiles repertos punire, tam in amissione datorum, quae commodo accipientis cedant, quam in poena ducentorum scutorum auri, vice qualibet condemnare: quorum tertia pars denuntianti, reliquum Fisco illius

している。

ただし、スカッチャもモハトラに相当する取引を完全に排斥しているわけではない。「それらの契約は、例えば、商人であれ誰であれ、たとえ最高価格でも正当価格で物を売却する際に、直ちにそれを同じ相手から買い戻す約定も意図も伴わずに単純に売却するが、事後に、物の転売を望んでいても他に購入してくれる者を見つけれない買主から、同じ売主が、最低価格、つまり、最初の価格よりも相当に安値とはいえ、再び正当価格で買い戻す場合がそうであるように、有効であり、許容され得る *isti contractus possunt esse validi, et liciti, ut puta quando mercator, vel quivis, vendendo rem pretio iusto, quamvis summo, vendit eam simpliciter sine pacto, et sine intentione reemendi statim eam ab eodem, sed postea, ipso emptore volente illam revendere, et non inveniente alium, qui emat, idem venditor iterum pretio iusto, quamvis infimo, et sic longe minori primo, reemit*」というのである(第572番)。ここに表明されているのは、正当価格の遵守を前提に、「直ちに相手から買い戻す約定も意図も伴わず単純に *simpliciter sine pacto, et sine intentione reemendi statim eam ab eodem*」に掛売した商品を「事後に *postea*」買い戻す場合のみ許容する三要件説に他ならず、既に引用されていたマツォリーニ説、アスピルクエタ説、サロン説に加えて、アソル説(『道徳教程』第3部第8巻第11章⁴⁸⁾)が典拠に加えられている。特に、この三要件説が敷衍される後段部分(第573番から第576番)では、専らアソル説が要約されており、「この売却と買戻しの方法で、消費貸借によって得ようと意図している利得を手にする *hac via venditionis, et reemptionis consequitur lucrum, quod intendit consequi ex mutuo*」商人は、「実際のところ、意思と意図に照らして、徴利者にあたる *est*

Curiae, per quam inquiritur, applicetur. Proxenetæ autem sive mediatores, quorum in his culpa maxima versatur; prima vice poena simili puniatur, quam si intra mensem non solverint, publice fustigentur, secunda vero ad triremes, per triennium damnetur.」(Statuta almae Urbis Romae, 67.引用は1580年ローマ刊のテキストによる。)

48) 「売買による徴利(4)」XI注11参照。

animo et voluntate re vera usurarius」けれども、「商人であるあなたが私に対して商品を掛け売りし、その後、私が、それらの商品を、公の市場での競売で売り立てるために競売告知人に引き渡す一方、あなたは、それを知って、他の者が公の市場でそれ以上高くは申し出ない価格をその競売告知人に申し出る場合、あるいは、私が、現金払いで購入してくれる者を他に見出せず、あなたに購入してもらうためにあなたのところに戻り、あなたが購入する場合には、契約は許容される *licitum esse contractum, quando tu mercator bona fide vendis mihi merces pecunia credita, quas postea ego trado praeconi, sub hasta in publico foro vendendas pecunia praesenti; et tu, id sciens, offers illi pretium, quo alius maius in publico foro non offert, vel quando edo alium, qui praesenti pecunia emat, non invenio, redeo ad te, ut emas, et tu emis*」との説明が見える。スカッチャは、法実務家の立場から、サラスの二要件説登場以前の道徳神学者のモハトラ論の伝統を、アソル説を介して、忠実に受け継いだのである。

XVI

それでは、モハトラ論の主たる担い手というべきスペインのイエズス会士等は、この時期、どのような議論を展開していたのであろうか。パスカルの『プロヴァンシアル』第八書簡でイエズス会士の道徳的弛緩を示す一事例として言及されたモハトラ論は、エスコバルによる聴罪手引書（『道徳神学の書』）の記述を主たる典拠とするものであったが、エスコバル自身は、その後、主著『道徳神学全領域の争いのない通説並びに議論の余地ある見解の検討 *Universae theologiae moralis, receptiores absque lite sententiae nec non controversae disquisitiones*』（1652-63年初版）⁴⁹⁾の第五編第一部「正義と法 *Iustitia et ius*」

49) パスカルも、『プロヴァンシアル』第二版の第八書簡末尾の追記において、このエスコバルの主著に言及しているが（「でも、エスコバルの考えは、リヨンで印刷されフォリオ判で既に二巻が公刊されている浩瀚な道徳神学書の中に一層はつきりと読み取ることができるだろう。それらは、イエズス会士たちが教会の道徳

(1663年)の中で再度モハトラを論じている(第39巻「有償契約Contractus onerosi」第2節「有償契約をめぐる諸疑問Dubia de contractibus onerosis」第8章「売買をめぐるCirca emptionem et venditionem」問題37「一般にモアトラと呼ばれる借入れは許容され有効かAn versura, quas vulgo Moatras vocitamus sint licitae et validae?」⁵⁰⁾)。『道徳神学の書』に比べて詳細なその

にもたらししている恐るべき転倒を知るのに大いに読む価値がある。Mais on peut encore bien mieux apprendre les sentiments d' Escobar dans la grande Theologie Morale dont il y a déjà deux volumes in folio imprimez à Lyon. Ils font tres dignes d'estre veus pour connoistre l'horrible renversement que les Jesuites font de la Morale de l'Eglise. Les provinciales [1659], 113.)、モハトラ論を含む第五編は当時未刊であった。

50) 「〈219.〉現金を必要とする者が、その貸付けを得られないため、商品を掛け買いしようと商人のところに出向き、購入した商品を同じ商人に安値で売却する場合はしばしばみられる。そこで問題となるのが、この種の契約が有効で許容されるのか否かである。

〈220.〉「許容されないし有効でもない」。なぜなら、善く統治された国家のほとんどにおいて禁じられていて、それは、正当価格よりも高値で掛け売りされた後に正当価格よりも安値で購入されるという不正義の危険の故であり、また、市民、とりわけ、高貴な人々が無益な債務によって苦しめられ、困窮に追い込まれたり、保証人等に面倒をかけたたりしないようにするためである。これらの理由から、ポルトガル王国では追加法令集第4部第10章第2条において適切にも、追放刑と金50の罰金、債権喪失の下、取引のために購入するわけでも家族において消費するために購入するわけでもなく、安値で再度売却するために購入することが明白な者に対して商品を売却しないよう定められている。一方、カスティーリャ王国では、新王国法集成第3巻第4章第29条において、裁判官等に、不正で徴利の隠蔽のために締結されたと発覚した場合に限り、これらの契約を罰すべき旨命じている。また、同第5巻第11章第22条では、商人等に、高値で掛け売りしたものを現金払いで購入することを禁じて、権利喪失と、5万マラベディ支払の罰を科している。これらの法令はこの種の契約が許容されないことを示唆する。そのように解するのはメディナ『良心事案要覧』第1部第14章第23節である。

〈221.〉「有効であり許容される」。なぜなら、買い戻す約定が避けられ、正当価格の範囲内で商品を高値で掛け売りし後でそれを安値で買い戻すならば、不正は明らかに存しないからである。すなわち、そのような掛け売りにおいては、正当価格の最高額を超えないことを想定している以上、不正は存しない。一方、物を安値ではあるが、正当価格の最低額を下回らない額で買い戻すことは、売主に

論述は、冒頭のモハトラの例示（第219番）、「善く統治された国家のほとんどにおいて禁じられているin omni fere republica bene instituta est prohibitus」

如何なる不正ももたらさない。というのも、商人は彼に売り戻しを強制しておらず、むしろ、見つけるのが恐らく容易ではなく費用もかかるであろう他の買主を探す負担から解放することで、彼に便益をもたらしているからである。以上のように解しているのが、ナバラの人『手引』第23章第91番、グラフィス『良心事案決疑集』第1部第2巻第109章第4番、グティエレス『カノン法問題集』第39章末尾、レッシウス『正義と法』第2巻第21章考察16、ナワウラ『原状回復論』第3巻第2章第170番、トレトゥス『要覧』第5巻第31章第3番、レベッルス『諸義務論』第2部第9巻問題8〔→7第7番〕、その他、サラス『契約論考集』『売買論』疑問37が紹介し支持している人々である。

〈222.〉私はこの問題に次の通り解答する。すなわち、現金払いの安値で買主が購入物をあなたに売り戻すと約定の下に、あなたが掛け売りするならば、その売却は許容されないと。なぜなら、あなたはより少ない金額でより多い掛売額を手に入れ、あるいは、逆に、より多い掛売額をより少ない額に釣り合わせようと意図しているからである。また、正当価格よりも高値で売却し、正当価格よりも安値で購入しようと意図する場合は、微利の隠蔽と見なされねばならない。しかし、それは普通に為されているし、上記約定がいずれにせよ公然と挿入されているため、売却方法が禁じられているところでは、賢明にも法によってその疑いさえも排除されており、例えば、ポルトガル王国では、取引のためでも家族で消費するためでもなく、安値現金払いで売り戻すために購入するものと知っている相手に商品を売却することは大罪とされている。そして、カスティーリャ王国では、高値で掛け売りしたものを安値で購入すれば大罪に当たるとされている。しかし、少なくともカスティーリャ王国では、正当価格の範囲を外れた売却や購入が為される場合にそれが妥当すると解されるべきものと私は考えるし、不法で、微利の隠蔽として締結されたことが発覚した契約を罰すべき旨裁判官等に命じる前記第29条にもそれが示唆されている【サラス前掲疑問37、アセバド新王国法集成第5巻第11章第22条注釈、その他の人々】。先に引用した諸博士等の多くが次のように指摘していることも私は知らないわけではない。すなわち、買主が売り戻すために購入することをあなたが知っているならば、多くの場合、隣人愛に背く罪を犯すことになり、それは、大きな不都合なく提供できるにもかかわらず、困窮する者に対する貸し付けを拒むからであり、また、物が正当価格を上回って売却され正当価格を下回って購入され、あるいは、安値で売り戻す約定付きで購入された人々から思われるため、通常生じがちな躰きをもたらすからである。ただし、これらの外的な事情を除けば、この種の売却と買戻しは、自然法に照らして許容されると私は解する。”(Iustitia et ius, 引用は1663年リヨン刊初版による。)

との言い回しで始まるモハトラ無効論とポルトガル法やカステーリヤ法の紹介(第220番)、モハトラ許容論とその典拠の挙示(第221番)等、引用は見当たらないとはいえ、明らかにカストロ・パラオ説⁵¹⁾を下敷きとしたものである。ただし、エスコバルは、サラス説(二要件説)を支持し祖述したカストロ・パラオとは異なり、三要件説を積極的に退ける立場を表明しているわけではない。それどころか、「現金払いの安値で買主が購入物をあなたに売り戻すとの約定の下に、あなたが掛け売りするならば、その売却は許容されない*si vendas credito sub pacto, ut pecunia numerata viliori emptor rem emptam tibi revendat, ea venditio illicita est*」という点を、「あなたはより少ない金額でより多い掛売額を手に入れ、あるいは、逆に、より多い掛売額をより少ない額に釣り合わせようと意図している*minori summa praesentis pecuniae comparas maiorem ad creditum vel e contra maiorem summam ad creditum compensare intendis minori numerata*」との理由で裏付けているからである。エスコバルは、買主に売り戻させる「約定*pactum*」そのものではなく、そこに表示された意図、つまり、安値で買い戻して利得を得ようとする意図に、モハトラ排斥の根拠を求めているのである。「約定」の有無に拘泥することなくモハトラを禁じ罰する法令によって、徴利の「疑い*dubium*」さえ「賢明にも*sapienter*」排除されているとのエスコバルの評価も、商人の意図そのものに着目する立場と難なく調和する。カステーリヤ法の解釈について、エスコバルが正当価格からの逸脱を適用条件としたサラス説に与しているのは確かであるが、道徳神学者のモハトラ論に共通してみられる二元的枠組み(内的法廷と外的法廷、自然法と実定法)の下では、良心を問い質す内的法廷における判断と、外的法廷における法令の解釈適用とは別様であり得る。「この種の売却と買戻し*huiusmodi venditio et reemptio*」においては、「買主が売り戻すために購入する*emptorem ad revendendum emere*」と知りつつ商品を掛け売りする商人が「隣人愛に背く罪を犯し*peccare contra charitatem*」、あるいは、そのような取引が正当価格を逸脱し、買主に売戻しを強いるものと思われて人々に

51) 「売買による徴利(4)」XIII注73参照。

「躰きscandalum」をもたらすといった事態が頻繁に生じ得る。そうである以上、「自然法に照らせばspectato iure naturae」、正当価格の遵守だけではモハトラの許容要件として十分とはいえない。モハトラが許容され得るとしても、「売却した相手から直ちに安値で購入する目的」で為されるならば非難は免れないとした『道德神学の書』初版以来⁵²⁾、エスコバルは概ね一貫した立場を維持していることになる。

とはいえ、エスコバルは、上に見た通り、サラスやカストロ・パラオ等の二要件説を前提に、あくまでその論拠として商人の主観面に着目する論法を採っており、安値で買い戻し利ぎやを得る意思や意図の欠如それ自体を、モハトラの許容要件の一つと捉えているとまではいえない。これに対して、同時期、商人の「意思animus」や「意図intentio」のみを根拠にモハトラを「精神的な徴利usura mentalis」として排斥する立場を明確に表明していたのが、アンドレス・メンドAndrés Mendo(1608-84年)である。サラマンカのイエズス会学院の神学教授を経て「最高異端審問所の監察官Supremi Sancti Inquisitionis Senatus censor」を務めていたメンドのモハトラ論は、『道德論争における寛大な意見の値打ちStatera opinionum benignarum in controversiis moralibus』(1666年初版)第6論「第七戒についてAd septimum Decalogi praeceptum」問題5にみることができる。そこでは、「誰かに最高額で商品を売却した者はその者から直ちに最低額で購入できるのかAn possit quis vendere summo pretio merces alicui, a quo statim eas minori emat?」との問いについて、三つの「結論conclusio」が提示されている(第39番から第42番⁵³⁾)。「第一の結論

52) XIV注6参照。

53) “〈39〉第一の結論として導かれるべきは、商人から購入されたよりも安値で商品を売り戻す旨の約定が交わされていた場合、その高値売却の契約は許されないという点である。そのように解しているのは、モリナ神父その他、ボナキーナが前掲書討論3第2問第5項第6番[→第3項第20番]で言及し支持している人々、トレトゥス枢機卿『要覧』第5巻第31章第3番、レッシウス神父『正義論』第2巻第21章考察16第130番、サラス神父『契約論考集』「売買論」疑問37第2番、同「徴利論」疑問17第2番、アソル神父『道德教程』第3部第7巻第9章事例8、ブーゼンバウム神父『道德神学精髄』第3巻第5論考第3章第8番、ライマン神父『正

義論』第1巻第5部第4論考第16章第5番、その他多くの人々である。

(40.) この結論が是認されるのは、当該契約に隠れた徴利が含まれているからである。つまり、当該契約で為されているのは、売買の外観の裏で、買主が、例えば、後で金120を弁済する義務を伴って最初に金100を借り入れることに他ならないのである。このようなことは別書第5巻第19章「徴利について」第6節で排斥されている。買主が、商人に、商品を金120で掛け売りして直ちに商人自身によって現金払いの金100で買い戻すよう依頼し、金100を受領して商品を放棄し、金120を弁済する債務を負い、これらが全て約定の下に行われたとする。この場合、誰もが考えるのは、この契約が、金120を弁済する約定を伴った金100の貸与に基づく消費貸借上の請求とどう異なるのかという点である。私は如何なる違いも見出せず、そこにはただ、利息付き消費貸借という名称が聞かれないように、売却と買い戻しの外観が持ち込まれているのが見えるにすぎない。しかし、実際には消費貸借であって売買ではないとすれば、消費貸借という名称が聞かれないことは重要であろうか、そこには徴利が隠蔽されていないであろうか。実際、もしこの契約が許されていたならば、商品売る者は誰であれ、自分は貸し付けず、売却し買い戻す旨述べることで、容易に徴利者となり得ることになろう。というのも、そのような売買の外観を前もって整えることは極めて容易であろうから。それ故、正当であるが高値での売却がそれ自体として許され、また同様に、安値であるが正当価格での購入がそれ自体として誠実であるとしても、それらが上記約定で結びつけられるならば許容されない。というのも、それらは、徴利を内包し、そこから生み出される利得を伴った消費貸借の姿に変容しているからである。

(41.) 第二の結論は次の通り。すなわち、たとえ明示に約定が交わされていなくても、諸状況から、売主が、その時、直ちに安値現金払いで売り戻すための商品の高値売却が自分に求められていると認識し、そのような意思で商品を売却する場合、より適切に言えば、売却することを装い、売買という外的な形式を用いるならば、当該契約は許容されない。なぜなら、精神的な徴利を企て、実際にも、そこから利息を得る意図で消費貸借を為す意思を有しているのも同然であるからである。そして、確かに、その実質に関しては、前段落〔第40番〕で述べたところが、約定にその内実が明確に表示されていないとはいえ、適合する。実際、この意図や意思は、たとえ約定を伴わずとも、徴利という同一の効力を目指しており、それ故、否定される。

(42.) 第三の結論は次の通り。約定もなく、商品を売り戻そうとしている買主の意思も認識せず、彼に商品を高値とはいえ確かに正当価格で掛け売りし、その商品が、他の買主によって購入される場合と同じく、利用のために購入されると心から信じていたところ、売買契約の締結後に、買主がそれらの商品の売り戻しを望むのであれば、最初の売主は、たとえ安値であろうと、正当にそれらを買戻し、その代価を現金で支払うことができる。というのも、以上のような状況の

prima conclusio」は、「商人から購入されたよりも安値で商品を売り戻す旨の約定が交わされていた場合、その高値売却の契約は許されない*si intercedat pactum de retrovendendo merces minori pretio, quam a mercatore venduntur, illicitum esse eum contractum venditionis maiori pretio*」というものである。例えば、「買主が、商人に、商品を金120で掛け売りして直ちに商人自身によって現金払いの金100で買い戻すよう依頼し、金100を受領して商品を放棄し、金120を弁済する債務を負う*petit emptor a mercatore merces sibi credito vendendas centum viginti aureis, et statim reemendas ab ipso mercatore centum aureis numerata pecunia; accepit centum aureos; reliquit merces: obligationem suscepit solvendi centum viginti aureos*」という取引が、「安値で商品を売り戻す旨の約定*pactum de retrovendendo merces minori pretio*」を伴い為されるならば、買主は「後で金120を弁済する義務を伴って最初に金100を借り入れる*accipere primum mutuos centum aureos cum obligatione solvendi postmodum centum et viginti*」のと何ら変わらず、「売却と買戻しの外観*species venditionis et reemptionis*」とは裏腹に、それらは「微利を内包し、そこから生み出される利得を伴った消費貸借の姿に変容している*includunt usuram, et transeunt ad speciem mutui cum lucro ex eo proveniente*」とされる。「正当であるが高値での売却がそれ自体として許され、また同様に、安値であるが正当価格での購入がそれ自体として誠実であるとし

下で締結された当該契約に不正な点は見出されないからである。売却は、そこにおいて正当価格を逸脱していないので不正ではなく、如何なる欺罔を働かれておらず正当価格で売却されている買戻しも不正ではなく、また、他の者もそれらの商品をその価格で購入できたからといって、売却した当人がそれらを購入できない理由にはならない。更に、双方の契約の結合においても何ら悪は存しない。なぜなら、そこには約定も、約定に匹敵する意志や意図も介在しておらず、最初の売却が善意で締結され、その後には買戻しが悪意を伴わずに為されているからである。また他方で、そこからは躰きも生じないと解されるべきである。それらの契約から商人に利益がもたらされるという点は、正当な取引から得られるものである以上、何ら妨げにはならない。”(Statera opinionum benignarum, 177-178.引用は1666年サラマンカ刊初版による。)

でも、それらが上記約定で結びつけられるならば許容されない*licet illa venditio mercis pretio iusto, sed cariori, sit secundum se licita; et emptio pariter pretio minori, iusto tamen, secundum se sit honesta, attamen ut coniunctae cum eo pacto licitae non sunt*」のである。

このように「安値で商品売り戻す旨の約定」の介在が「利息付き消費貸借 *mutuum cum usura*」の「姿*species*」を暴露する一方、「たとえ明示に約定が交わされていなくても、諸状況から、売主が、その時、直ちに安値現金払いで売り戻すための商品の高値売却が自分に求められていると認識し、そのような意思で商品売却する場合、より適切に言えば、売却することを装い、売買という外的な形式を用いるならば、当該契約は許容されない*quamvis non detur expressim pactum, si ex circumstantiis dignoscat venditor, ad hoc, a se merces credito vendendas maiori pretio posci, ut illico ipsimet revendatur minori pretio, numerata pecunia, et eo animo illas vendat, seu, ut aptius loquar, vendere simulet, vel exteriorem formam venditionis servet, est illicitus hic contractus*」とされる。この「第二の結論*secunda conclusio*」において、メンドは、モハトラを「精神的な徴利*usura mentalis*」の一例として捉えている。売主が、「そこから利息を得る意図で消費貸借を為す意思*intentio accipiendi lucrum ex illo*」を、「約定*pactum*」によって「明確に表示していない*amplius exprimit*」としても、「この意図や意思*haec intentio et animus*」自体が「徴利という同一の効力を目指している*ad eundem effectum usurae tendit*」から排斥されねばならないというのである。たとえ「安値で商品売り戻させる約定」を欠いても、安値で買い戻して利益を得る「意図」や「意思」それ自体を根拠に、商人を徴利の罪に問うメンドの主張は明らかに三要件説の系譜に連なる。実際、続く「第三の結論*tertia conclusio*」には、「約定もなく、商品売り戻そうとしている買主の意思も認識せず、彼に商品を高値とはいえ確かに正当価格で掛け売りし、その商品が、他の買主によって購入される場合と同じく、利用のために購入されると心から信じていたところ、売買契約の締結後に、買主がそれらの商品の売り戻しを望むのであれば、最初の売主は、たとえ安値であろうと、正当にそれらを買戻し、その代価を現金で支払うこと

ができる*si quis tum absque pacto, tum absque cognitione animi, emptoris, qui revenditurus est merces, ei vendat merces credito, pretio quidem iusto, licet cariori, syncere credens, eas ab illo emi ad usum, et sicut a caeteris emuntur; et post celebratum contractum venditionis, emptor velit eas revendere, potest licite primus venditor ipsas reemere pretio iusto, esto minori, et pecunia numerare*」とあり、三要件説によるモハトラの例外的許容が過不足なく定式化されている。メンドが掲げるモハトラ論の典拠の大半は、モリナ、トレド、レッシウス、アソル、サラス、ライマン等⁵⁴⁾、イエズス会の先達たちの見解であり、メンド自身は、トレド説⁵⁵⁾に由来すると思しき「精神的な徴利」という表現を用いつつ、モリナ以来の厳格な姿勢を、サラス説以降の二要件説主流化の動向に抗して、保持しているといえよう。

ところで、メンドが示したモハトラの許容例では、善意の商人が「売買契約の締結後に*post celebratum contractum venditionis*」買主の望みに応えて安値で買い戻すとされるに留まり、買主が掛け買いしたその場で売り戻しを希望し

54) メンドは、「モリナ神父その他、ボナキーナが言及し支持している人々*Pater Molina, et alii, quos refert, et sequitur Bonacina*」の述べており、ボナチーナ（「売買による徴利 (4)」XI注19参照）が、マッツォリーニ、フーモ、アスピルクエタ、ナバラ、サロンと共に引用していたレベロとルノーの見解も念頭にはあったようである。なお、列挙された著作群には、ケルン、ヒルデスハイム、ミュンスターのイエズス会学院で教えたヘルマン・ブーゼンバウムHermann Busenbaum(1600-1668年)による『道徳神学精髓*Medulla theologiae moralis*』（1650年初版）の改訂第二版（1652年）も含まれている。しかし、引用された箇所（第3巻第5論考第3章第8番）には、「売戻特約、つまり、買主があなたに所定の期限か、あるいは、あなたが望む時に物を売り戻すべく義務づける条件で物を売却することは、仮装ではなく真正な売却が為され、隠れた徴利が介在しない限り、許容される*licitum est vendere rem cum pacto de retrovendendo, id est, ut emptor teneatur tibi staturo tempore, vel cum volueris, eam revendere, modo vera, et non ficta emptio fiat, nec palliata usura intercedat*」（*Medulla theologiae moralis*, 247.引用は1652年ミュンスター刊のテキストによる）とあって、売主に買い戻す権利を留保する「売戻特約*pactum de retrovendendo*」に言及するものにすぎず、モハトラとは無関係である。

55) 「売買による徴利 (3)」VII、305頁以下参照。

たような場合が明示的に排除されているわけではない。とはいえ、「第二の結論」では、買主が「直ちにillico」安値で売り戻すつもりであると知りつつ高値で掛け売りする契約は許されない旨明言されていた。モハトラに「精神的な徴利」を見出すメンドの立場は、「約定」の欠如を理由に掛け売りと同時に買い戻す抜け道を用意するルーゴやオニャーテ等、二要件説支持者とは根本的に異なる。他の商人への転売を試みたが果たせず、売主である商人に買い戻しを求めるような場面を、レッシウスやアソルと同じく、メンドもまた、モハトラの許容例として想定していると解すべきであろう。これに対して、ペルー副王領の首府リマのサン・パブロ学院で学び伝道に従事したフワン・デ・アリオサ・イ・メナチヨJuan de Alloza y Menacho(1597-1666年)による『要覧精華集、別名、道徳のアルファベットFlores summarum seu alphabetum morale』(1665年初版)では、「買い戻す意思や約定animus vel pactum ut iterum emat」を伴わない限り、掛売後に「直ちにstatim」買い戻すことも「許容されないわけではないnon est illicitum」との立場が、「諸博士の通説communis opinio doctorum」として提示されている(「売買Emptio」の項第14節「モハトラつまりバラータの売買は許されるのかAn liceat vendere et emere moatras id est baratas」⁵⁶⁾)。買い戻す「意思animus」の有無も考慮されてはいるが、掛け売り直後の買い戻しが許容される点では二要件説と変わらず、叙述自体も簡潔に過ぎるため、アリオサの立場を見定めるのは確かに難しい。しかし、「許容されないわけではない」という言い回しや、「そのような契約は徴利に陥りがちであるので、慎重に、躓きを伴わずに為されるべきであるcontractus iste usurae obnoxius est, et ideo caute, et sine scandalo faciendus est」との一節からすると、たとえ「買い戻す意思や約定」を伴わずに掛け売りされた商品で

56) “厳しい価格で購入し、直ちに最低価格で売却することは、たとえ同じ売主に対してであっても、売主が買い戻す意思や約定を伴い、あるいは、正当価格を上回る額で売却し、正当価格を下回る額で購入する意思や約定を伴って、売却するのではない限り、許容されないわけではない【諸博士の通説】。

そのような契約は徴利に陥りがちであるので、慎重に、躓きを伴わずに為されるべきである。”(Flores summarum, 227.引用は1665年リエージュ刊初版による。)

あっても、「直ちに」買い戻される限りは、「徴利usura」となる可能性は皆無ではないということになろう。このようなアリヨサの慎重さは、買い戻す「約定pactum」の欠如をモハトラの免罪符を見なす二要件説とはやはり相容れない。アリヨサもまた、あらためて掛売時の買い戻す「意思」の有無を問うことで、「諸博士の通説」たる二要件説への危惧を暗に示したのである。

三要件説への回帰を示唆する以上のような諸説の登場にもかかわらず、一旦確立された二要件説の通説的地位は揺らぐことはなかった。モハトラ許容論は、XVIIで見る通り、教皇令を以て排斥されることとなるが、その直前に公にされたマテオ・デ・モヤ・ロベスMateo de Moya López(1610-84年)⁵⁷⁾の『道徳神学の重要論考の諸問題選Selectae quaestiones ex praecipuis theologiae moralis tractatibus』第二巻(1678年初版)に見えるモハトラ論(第六論考「雑考Miscellaneum」への論究1問題4「商品を厳しい価格で売却し最低価格で買い戻すことは商人に許されるべきかAn liceat mercatori vendere credito merces pretio rigoroso, et redimere pretio infimo?」⁵⁸⁾)には、二要件説への明

57) モヤは、コンブルテンセ、マドリード、トレドのイエズス会学院で神学を講じた後、神聖ローマ皇帝フェルディナント3世とマリア・アナ(スペイン王フェリペ4世の妹)の娘で、自身の伯父に当たるフェリペ4世に嫁いだマリアナ(1634-96年)付きの聴罪司祭に任じられた。なお、ウィーンでマリアナの母マリア・アナの聴罪司祭を務めていたのがディカスティーリヨである(「売買による徴利(4)」XIII注49参照)。

58) “(1.) 諸博士の間で十分に共有されているのは、厳しい価格、中庸の価格、最低価格という正当価格の区別である。例えば、厳しい価格で100であるものは、中庸の価格では95であり、最低価格では90ということになる。そこで、予めの約定を伴わず、誰かに商品を厳しい価格で掛け売りした商人が、現金払いの最低価格で買い戻せるのかどうか、問題となる。

(2.) この契約が許容されず徴利的であると教示する人々も次の通り少なくとも、アントニヌス師、トレトゥス、そして、サラスが『契約論考集』「徴利について」疑問17と「売買について」疑問37で引用している他の人々がそうである。というのも、100で掛け売りし直ちに現金払いの90で購入することは、事実上、後で弁済されるべき100のために90を貸し付けることであるから。実際、この効果はその二重の契約から生じる。従って、売買の名称によって徴利が隠蔽されているのである。

(3.) 他方、自然法に依拠するならば、反対の見解が諸博士の通説である。こ

の見解に与しているのは、まず、ヨアンネス・デ・ラ・クルスの『良心の手引』第1部第七戒第5問論点1〔→2結論1〕であり、そこで彼は、商品を誰かに貸し付ける者は、他の人々がそうできるように、その者からそれらの商品を安値で購入できると述べているし、ホモボヌスや『究極の数珠』も掛け売りする者についてその旨明確に述べており、ディアナが『道徳討論集』第1部第8論考解決33及び58で引用し支持している他の人々、更には、サラス神父の前掲箇所、レッシウス神父の『正義と法』第2巻第21章考察16第130番、デ・ルーゴ枢機卿の『正義論』第2巻討論36第13節第205番、ナバラの人、ベトルス・デ・ナバラ、パニェス、シルヴェステル、サロニウス、アンゲルス、ガルシア、アングレス、ロドリゲス、その他彼等が引用する人々もそうである。これらの人々に付け加えるべきは、高名な教師アカティウス・デ・ベラスコ神父の『道徳解決集』第1巻「契約」解決206第3番であり、そこには、「私は、ライマンや他の多くの人々と共に、そのようなモハトラを正当に購入し得ると解答する。というのも、そのような売買においては、購入され売却されるものが正当価格の範囲内にあるため、全く正当であり得るから」とある。教師パウルス・デ・ブランキスも『良心事案論争集』Eの論争1、377頁で彼に与している。その理由は以下の通り。すなわち、ここには消費貸借は存せず、正当価格による二つの売却が、一方は商人側に、もう一方は最初に商品を購入した側に存しており、双方とも確かに正当である。というのも、双方とも正当価格に関わり、双方とも、一方の他方に対する依存や結びつきがなく自発的に為され、要するに、両者を結び付ける約定が存しないからである。それ故、商人は、最高価格で売却した商品を、もし買主が自発的に彼に売却することを欲するならば、他の人々も購入できる価格で正当に購入することができるというわけである。この点において、ルーゴが的確に指摘している通り、「買主は、不利益を被るのではなく、むしろ、他の買主や仲介人(俗にいう仲買人)を探す負担から解放されるのであり、本来なら、他の買主を探してくれる仲買人に新たな報酬を与えようとしたはずであった」。(サラスが前掲引用箇所て反対説に与する者として引用している)メルカトゥスも『契約論』[初版]第1論第16章で、結局、この見解に到達している。彼が言うには、「布地を売却した後に、それを、店舗においてか、あるいは、少なくとも売りに出されているのを偶然に見かけた場合に、この点につき約定が交わされておらず、不名誉の恐れもないならば、他の人々と同じく、彼等が購入する価格で購入することも確かに可能である」とされる。この見解は「理論的に言えば正しい」とルドウィクス・ロベス師は『契約論』第1巻第34章で述べている。そして、理論上のみならず実務上ももっともらしいとしているのが、セッラ師『神学大全第2部第1編注解要覧』第19問第6項376頁である。

〈4.〉 以上の見解について、適切にも、レッシウス神父やパウルス・デ・ブランキスは、躰きが存せず、自身や自らの一族に不名誉も生じず、自らの損失なし

に貸し付けることができない場合に限り、との制約を加えている。パロニウスが『神学手引』第2部169頁で「そこからは躓きや不名誉に対する正当な恐れは生じない」と述べて、彼等を退けているのは不当である。それどころか、当カステイーリヤ王国の実定法によって、掛け売りした商品を現金払いで買い戻す場合に商人が罰せられているのも、この論拠に基づくものと解される。実際、新王国法集成第5巻第11章第22条には、「上記商人や銀細工師等が、自身によるか、彼のために仲介する他の者等によるか、直接か間接かは問わず、そのように掛け売りしたものを再び取り戻すことを、彼等がそれを失う他、その資格もはく奪されるという制裁、並びに、一人当たり5万マラベディの罰金の下、朕は禁ずる」とある。「モリナが述べている通り、これらの文言により、商人等は、高値で掛け売りしたものを、自身か他人を介して、現金払いで購入することが禁じられている」と、サラスの前掲書158頁第4番にもある。

(5.) また、サラスの疑問17によれば、シルウェステル、ルドウィクス・ロベス、エマヌエル、パニェス、サロンも先の見解に制限を加えており、モリナが『正義と法』第2巻討論310第2番で彼等に与している。それは、商人が、再び買主から正当であっても安値で買い戻す意思で商品を掛け売りしていない限り、というものである。しかし、この制限を、サラスやルーゴは前掲箇所でも適切にも排している。なぜなら、第二の契約が許容されている以上、それを締結する意図が悪とはなり得ず、それ故また、最初の売却の契約を不当にすることもあり得ず、要するに、正当であることを不当に意図することなどあり得ないからである。また、商人は安値で買い戻す期待を有していなければ掛け売りしなかったであろうと上記の人々が適切にも指摘していることも重要ではない。なぜなら、もう一つの契約を締結することへの期待は、(この場合に生じているように)双方にとって有益である場合には特に、悪いものではなく、従ってまた、それ自体として正当であり、期待がなければ自発的にやめることもできたはずの先行する契約を無効にすることもない。

(6.) サラスとルーゴは更に、売主が、「私は自発的にあなたにこれらの商品を掛け売りするが、もしあなたが後で安値であるが正当価格で私に売却して現金を得るつもりであるならば、私はそれらを購入する用意がある」と述べて自らの意思を買主に明示していたとしても、そのような掛け売りの契約は不当なものにならないと付言している。というのも、この意図の表明は、約定を含んでおらず、他の買い手を探すこと(そして商人に対するよりも恐らくは安値で彼等に売却すること)を強いられないという点で買主自身の利益にもなるので、そうではない場合に正当なはずの掛け売り契約を無効にし得ないからである。私が「恐らくは安値で」と述べたのは、他の買い手等は売り出された商品として購入するであろうし、そのような商品は少なくとも第三者にとっては値下がりすることは、別の箇所でも述べたところから明らかなからである。ただし、先に引用した諸博士が適

切にも指摘しているように、以上の点においては慎重に事が進められねばならない。なぜなら、外的法廷では、意図が明示された場合だけではなく、私が裁判官であれば、たとえ意図が内心に留められたとしても、徴利が推定されたであろうし、そのような推定には、高値で掛け売りされたものを直ちに現金払いの安値で買い戻すことで十分であるから。

〈7.〉この事案で私が述べたことは、他の人々が貸主について述べていることでもある。つまり、貸主は、元本を超える何かを正義に基づき弁済されるべきものとして請求することはできないとしても、受け取った便宜への感謝から元本以上の何かを提供するよう借主を仕向けたり、最初に締結された友情あふれる約定を思い起こさせ、その気になった借主が元本以上に何かを提供するような場合はあり得る。その旨、モリナ、カイエタヌス、アラゴン、コンラドゥス、パニェスに与して、サラスが前掲疑問7で教示しており、サロンは『神学大全第2部第2編注解』第78問第2項論争3結論2でそれが近時の諸論者の通説である旨述べている。先に述べた通り、それらの人々は、正義に基づく債務ではなく、受け取られた便宜への感謝としてのみ何かを意図していることが明確に表示されるべきという点に注意を促している。というのも、それが明示されない場合、重大な徴利の疑念が生じることになるからである。以上は、安値で買い戻す意図を表明し買主を義務づける約定を伴うことなく掛け売りした商品を直ちに買い戻す商人おいても同じである。

〈8.〉それでは、商人は、正当価格の最低額で売り戻すべき旨の約定を伴い、正当価格の最高額で商品を掛け売りすることはできるのだろうか（これは、スペインでは、「モハトラ」と呼ばれ、イタリア人の間では「ストコラ」と称されている）。ルーゴが『正義論』第2巻討論26第2節第204番で述べるには、「徴利的な意思、つまり、徴利を隠蔽するために売却という口実と外観の裏で消費貸借から利益を得ようとする意思が存するならば、当該契約は徴利的である」とされ、またそのような意思を欠く場合であっても、当該契約は不正であり、事実上、徴利的である。というのも、契約が、最初の契約に基づき正義に従い将来支払われるべき高値の代価と引き換えの事実上の現金の貸付けへと変容されているからである。以上、ルーゴ並びに諸博士の通説。しかし、この通説であり極めて正当な見解に、カイエタヌスの『要説』「購入」末尾の箇所が対置される可能性がある。その箇所には、「第四に、売り戻す約定によって、（ここに注意）購入される価格が物の有する価値を下回るならば（、購入は許されない）。なぜなら、購入の名目で隠蔽された消費貸借の例となるから。従って、価格が正当であるならば、契約は、許容されると解され、一般にも行われている」とある。同様の箇所は同書「売却」にも見られる。カイエタヌスの言葉には二つの命題が含まれている。第一の命題とは、物をその有する価値よりも安く購入するならば、購入は許容されない、であり、第二の命題とは、正当価格で購入するならば、契約は許容されると解される、

である。これらの命題を、私は別の箇所ですの順序で提示し、カイエタヌスが次のように述べていると指摘している。すなわち、「売り戻す約定付きで何かが購入される場合、価格が正当であるならば契約は許容されるものと解される。そうでなければ(購入される価格が物の有する価値を下回るならば)この限りではない云々」と。私の手持ちからは、二つの命題を区別するための文言「この限りではない」以外に何も付け加えていないし、私による追加を別の表記法で明示している。

〈9.〉従って、ウインケンティウス・パロニウスが『手引』第2部170頁や『キリスト教倫理』第2巻の「徴利について」考察3第3部において、「カイエタヌスの言葉を一続きのものとして引用しつつも、カイエタヌスにおいてあたかもそう記されているかのように、先の言葉を後の言葉の位置に、後の言葉を先の言葉の位置に入れ換えることでそれらを歪める偽りについて」私が「非難されるべきである」と述べて、私を不当に攻撃しているのは全く明白である。私は、カイエタヌスの見解に含まれる二つの命題の一つ目と二つ目を入れ替えたことを認めるが、この入れ換えによって意味が変わるわけではないので、全く重要ではない。というのも、「ヨアネスとパウルス」という言明は「パウルスとヨアネス」という言明と同じであるから。また、順序の入れ替えは欺罔と呼ぶにふさわしいものではなく、ましてや非難されるべきでもない。ところが、驚くべきことに、彼はこれに飽き足らず、私が、「高値で同一人に売却したものが売主によって安値で買い戻されても徴利の罪は免れ得るという趣旨をその意に反して引き出すことでカイエタヌスを拷問し苦しめている」旨付言し、カイエタヌスの言葉から再度生じる疑念は放置したまま、「カイエタヌスは、この種の契約が徴利の隠蔽として交わされる旨明言しており、それは、俗語で<モハトラ>と称され、ほとんど全ての神学者にとって耐え難く忌避されるべき約定に他ならない」とも付け加えている。しかし、カイエタヌスは、上記箇所です、売り戻す約定にもかかわらず、「価格が正当であるならば契約は許容されると解される」と述べている。従って、徴利の隠蔽として締結されたとは明言していない。願わくば、パロニウスにはこの疑問について答えてほしかった。それが解決されていないため、カイエタヌスがこの箇所です、掛け買いした相手である商人に商品を売り戻す契約は、双方が正当価格で購入する限り許容されると考えていると、誰かが推論することも可能ではある。

〈10.〉とはいえ、カイエタヌスがそのように考えていないことは(この箇所の彼の意図はパロニウスにとって都合のよいものではなかった)、私からすれば明らかである。というのも、第一に、カイエタヌスは、『要説』「徴利」事例9において反対の立場をはっきり表明しているからである。そこには、「ある者が金に困っている者との間で複数の契約の同時締結を仮装する場合(例えば大量の布地を八か月後に支払われる金貨1000で売却し、直ちに弁済される金貨800で同人から購入することで、今800を渡し、八か月後に支払われる1000について契約される場合)、複数の契約の下に徴利が隠されている。この者の置かれた状況は、それらの布地

確な支持を見てとることができる。モヤが提起しているのは、「予めの約定を伴わず、誰かに商品を厳しい価格で掛け売りした商人が、現金払いの最低価格で買い戻せるのかどうか *an mercator, qui nullo praecedente pacto, mecces vendidit alicui pretio rigoroso, pecunia credita, possit redimere pro infimo numerata pecunia ?*」との問いである(第1番)。ここに言う「厳しい価格 *pretium rigorosum*」と「最低価格 *pretium infimum*」は、他の論者の場合と同様、「正当価格 *iustum pretium*」の上限と下限の趣旨でそれぞれ用いられて

を800で購入した他人の場合と何ら変わらないという点によって免責されることもない。なぜなら、200を失っても自身に売り戻す旨の約定が交わされており、そのような約定は他人の場合には交わされないからであり、また、本当のところ、彼がかの者に売却したのは当該利得のために他ならないからである」とある。ただし、本当のところを言えば、最後の論拠は重要ではない。なぜなら、約定が欠けているならば、実際には何も条件になっていないからである。第二に、『要論』「購入」が関わっているのは、その旨明言されてはいないとはいえ、そのような事例ではなく、全く別の諸事例、例えば、金銭を必要とする者から、売り戻す約定を伴い、現金払いで家屋を購入する者が、正当な契約を為し得るかという点であり、正当な価格で購入するならば、然りと答えている。しかし、家屋の有する価値よりも安値で購入するならば、この限りではないとされる。売り戻す約定を備える売り手についても同様の点が教示されている。

〈11.〉そして、ここで注意すべきなのは、もし「代金として金銭を調達できる」売主のために約定が為されるのであれば、買主に課せられるこの負担は金銭的に評価し得るので、価格は幾らか引き下げられねばならないという点である。反対に、「解約権を留保したい」買主のために約定が為されるのであれば、最初の契約を買主の望む時に解消するという売主に課せられる負担故に、価格は引き上げられねばならない。他方、当事者何れもが望む時に物が買い戻されるべき旨、当事者双方のために売り戻す約定が挿入されるのならば、価格は、売主のためだけに約定が挿入される場合よりは高値ではあるが、そのような約定を伴わない場合よりは安値である必要がある。これは、デ・ルーゴ枢機卿が、レッシウスやヨアンネス・デ・メディナに与して、前掲書第13節第202番で教示しているところである。また、同第203番では、売り戻されるまでの期間に収受される果実は、その全期間において買主が物の所有者である以上、予め考慮可能なあれこれの条件や原因から別の点が約定によって立証されない限り、買主に帰属する旨、モリナに与して適切に指摘されている。(Selectae quaestiones, II, 294-296引用は1678年マドリード刊初版による。)

おり、買い戻す「約定pactum」を欠いた掛け売りを想定する論法は、二要件説に基づく許容を最初から予想させる。実際、モヤは、「この契約hic contractus」を「徴利的usurarius」と見なす論者も少なからず存在するとして、*「自然法に依拠するならば、反対の見解が諸博士の通説である contraria sententia, iuri naturae stando, est communis」*と断言している(第3番)。既に「アマダエウス・グイメニウス Amadaeus Guimenius」との偽名でイエズス会の立場を弁明擁護する著作(『小論Opusculum』1657年初版、1664年増補版)を公にするなど、カトリック内のイエズス会批判、とりわけドミニコ会との論争に身を投じていたモヤは、道徳神学上の諸典拠の挙示に際して、イエズス会の論者の引用を最小限に留め、むしろ、同会以外の諸論者とも広く考えが共有されている点を強調しようとしているように見受けられる。ここでも、掛売時の「約定」によらない安値買戻しを許容する通説の支持者としてモヤは19名もの論者⁵⁹⁾を挙げているが、その内、イエズス会士は、レッシウス、サラス、ルー

59) ここには、本稿で未検討の論者として、共にドミニコ会士であるアカシヨ・マルチュ・デ・ベラスコ Acacio March de Velasco (1585-1665年) とパオロ・デイ・ビアンキ Paolo di Bianchi (生没年不詳) が含まれている。モヤは、オリウエラ司教であったベラスコの『道徳解決集 Resoluciones morales』第1巻(1656年初版)から、「私は、ライマンや他の多くの人々と共に、そのようなモハトラを正当に購入し得ると解答する。というのも、そのような売買においては、購入され売却されるものが正当価格の範囲内にあるため、全く正当であり得るから Respondeo con Layman, y otros muchos, que estas mohatras se pueden comprar licitamente, porque en esta venta, y compra, lo que se compra, y vende es intra limites de iusto precio, y assi puede muy bien hazerse」との一節をカステイーリャ語の原文のまま引用している。ビアンキの『良心において生じる危険や疑念に伴う難解な事項の論究集 Disceptationes de difficilioribus materiis casuum, et dubiorum occurrentium in conscientia』(1630年初版)から引用された箇所にも、金銭の貸付けの代わりに布地を掛け売りした商人が、転売先を見つけれなかった買主から買い戻す事例を前提に、買戻額が掛売額を下回っているとしても、前者が正当価格の最低額(「厚意的な価格 *precium pium*」)を下回らず、後者も最高額(「厳しい価格 *precum rigorosum*」)を上回っていない限り、徴利には当たらない旨の記述が確かに見出される。ただし、掛け売りと買い戻し双方における正当価格の遵守に着目した本論とは別に、傍論として、「この類の契約は不正な利得に心奪われたとの疑念を常に生じさせる *tale genus contractus semper generat suspicionem*

ゴの3名にすぎない⁶⁰⁾。モヤによれば、レッシウスは、「躰きが存せず、自身や自らの一族に不名誉も生じず、自らの損失なしに貸し付けることができない場合に限り *dummodo non sit scandalum, nec ulla sibi, vel suis infamia; et nequeat absque sui dispendio mutuum dare*」との制約を通説に加える論者の

de affectata affectione ad lucrum iniustum」から、「当の商人は躰きを避けるために為すべきではない *illemet mercator facere non debet, ut effugiat scandalum*」とも指摘されており (Disceptationes, 377.引用は1630年ヴェネツィア刊初版による)、ピアンキ説をモハトラ許容論の一つと解し得るかどうか疑問が残る。

本稿で検討済みの論者の内、メルカドが『分析と解明』第1論第16章を典拠にモハトラ許容論者に分類されているのは、サラスの『契約論考集』第一論考疑問37に従ったものと解される (サラスのメルカド説理解の難点については「売買による徴利 (2)」VI、218頁以下参照)。また、ロペスのモハトラ許容論は、「理論的に言えば *speculative loquendo*」との留保を伴い、取引後の告解のみを対象とするもので、モハトラを為す前に予め赦しを得ることを認めていないが (「売買による徴利 (3)」IX、336頁以下参照)、モヤは、マルコス・セッラ *Marcos Serra* (生没年不詳) が『聖トマスの神学大全第2部第1編注解要覧 *Summa commentariorum in primam secundae Sancti Thomae*』第一巻で述べている一般論 (「大半の人々もまた教示する通り、ある見解に従うことが許されるためには、その見解が理論的のみならず実践的にも容認できるものでなければならない *docent etiam plerique opinionem, ut eam sequi liceat, debere esse probabilem non solum speculative sed etiam practice*」*Summa commentariorum, I, 376*.引用は1644年パレンシア刊のテキストによる) を引き合いに、この留保を取り払っている。このロペス説は、後述の通り、三要件説の一つとして再度引用されるが、モリナ説をはじめ他の三要件論の典拠は、モハトラ許容論の典拠群には含まれておらず、整合性を欠く。

- 60) なお、イエズス会士としては、他に、トレドの所説が、モハトラ無効論の一つとして参照されている (第2番)。「約定」を伴わない即時買戻しを許容するモヤの立場は、モハトラに「精神的な徴利 *usura mentalis*」の一例を見出すトレド説とは確かに相容れないが、「消費貸借から元本を超える何らかの利益を得る意図 *intentio, ut ex mutuo aliquod lucrum ultra sortem accipiat*」に匹敵する場合をモハトラにも見出すトレド説を単なるモハトラ無効論と捉えるのは不当であろう (「売買による徴利 (3)」VII、306頁以下参照)。モヤは、モハトラ無効論者として、トレドと並んで、ピエロツィの名も挙げており、こちらはサラス説からの孫引きと解される。ピエロツィ説をモハトラ無効論とみなすサラスの理解の難点については既に述べた (「売買による徴利 (2)」VI、216頁以下参照)。

一人とされる(第4番)。しかし、レッシウスは、「最低額で買い戻すとの約定に基づいて売却する商人*mercator, qui ex composito ita vendit, ut pretio infimo redimat*」を念頭に、容易な金銭貸付けの拒絶による隣人愛違背、「微利の疑い*suspicio usurae*」を呼び起こす「悪い手本*malum exemplum*」による躓きや不名誉に言及していたのであるから⁶¹⁾、「約定」の欠如を前提としたモヤの言う通説と符合せず、そもそも適切な引用とは言えない。また、モヤ自身、通説に対する上記のような制約を支持し擁護してはいるが、「当カステイーリャ王国の実定法によって、掛け売りした商品を現金払いで買い戻す場合に商人が罰せられているのも、この論拠に基づくものと解される*ex hoc fundamento videtur, iure positivo huius Regni Castellae, damnari mercator, si merces, quas credito vendidit, iterum emat pecunia numerata*」とあるように、あくまで「実定法*ius positivum*」を念頭においた議論であり、「自然法*ius naturae*」の下では、当該制約を必須と見なしていないようである。実際、別の箇所(第6番末尾)には、専ら「外的法廷*forum externum*」での「実定法」の適用を意識した次のような指摘が見出される。すなわち、「高値で掛け売りされたものを直ちに現金払いの安値で買い戻す*statim redimere minori pretio praesenti, quod maiori fuerat credito venditum*」という取引について、「外的法廷では、意図が明示された場合だけではなく、私が裁判官であれば、たとえ意図が内心に留められたとしても、微利が推定されたであろう*in foro externo, usura praesumeretur, non solum quando intentio expressa fuisset, sed me iudice, licet occulte retenta*」から、「躓き*scandalum*」や「不名誉*infamia*」をもたらさないよう「慎重に*caute*」契約すべきだということのである。

他方で、モヤは、「商人が、再び買主から正当であっても安値で買い戻す意思で商品を掛け売りしていない限り*dummodo mercator non vendat merces credito, animo eas iterum ab emptore minori, et si iusto pretio, redimendi*」との制約を通説に加えるべきとの見解にも言及している。サラスの典拠引用(疑問17⁶²⁾第3番)に基づき、この見解に与する論者として挙げられたのは、マッ

61) 「売買による微利(2)」V注25参照。

62) 「売買による微利(3)」X注50参照。

ツォリーニ、ロペス、ロドリゲス、パニェス⁶³⁾、サロン、そして、モリナである。「安値で買い戻す意思 *animus minori redimendi*」に着目するこの見解、つまり、三要件説を、モヤは、サラスとルーゴの所説に拠りつつ退けている(第5番及び第6番)。特に、商人が掛売時に買主の現金調達の意向を確かめ、もし望むならば直ちに現金で買い戻す用意がある旨伝えた場合、つまり、「買い戻す意思」が予め表明された場合であっても、通説はそのまま妥当し、安値買戻しは許容されるとのサラスとルーゴの主張に対するモヤの支持は明白である。モヤによれば、「この意図の表明は、約定を含んでおらず、他の買い手を探すこと(そして商人に対するよりも恐らくは安値で彼等に売却すること)を強いられないという点で買主自身の利益にもなる *haec intentionis expressio, cum pactum non contineat, et in utilitatem ipsius etiam emptoris redundet, ne cogatur alios emptores quaerere, (et forsitan viliori ipsis, quam mercatori, pretio vendere)*」とされる。この場合、買主は、「他の買い手 *alii emptores*」に転売するよりは好都合と考えるからこそ、商人の申出をすすんで受け入れ、掛買額よりも安値で売り戻すというわけである。更に、モヤは、金銭消費貸借における貸主の利得を正当化する論拠の一つとされていた「受け取った便宜への感謝 *gratitudo beneficium accepti*」を、この自発的な安値売戻しという理屈を補うものとして利用している(第7番)。これによれば、「安値で買い戻す意図を表明し買主を義務づける約定を伴うことなく掛け売りした商品を直ちに買い戻す商

63) 「売買による徴利(3)」X注44参照。パニェスによれば、「安値で買い戻す約定 *pactum emendi rursus viliori pretio*」を伴う掛け売りは許されないが(次注参照)、「その商人が(大抵はそのようなことは生じないとはいえ)善意で商品を売却し、それらを購入する者の意図について全く知らず、事後に、商品を自分から購入した者がそれらの転売を企てているのを見て、例えば、公の競売で売り立てられている場合のように、正当価格で購入するならば、そのような契約は、それらの商品が売りに出されている以上、安値で購入するとしても、正当であろう *si mercator ille bona fide (quae ut plurimum intervenit) vendidit merces suas, ignarus omnino voluntatis eius qui emit; postea vero videns quod qui emit ab eo merces procurat eas dividere emit eas iusto pretio, sicuti si venderentur in publica auctione: talis contractus erit iustus, etiam si pretio emat viliori, sunt enim illae merces ultroneae*」(*Decisiones de iure et iustitia*, 386.)とされる。

人 mercator statim redimens merces, quas credito vendiderat exprimens intentionem redimendi viliori, absque ullo pacto obligandi emptorem」においても、買戻額を上回る掛売額を「便宜への感謝としてのみ ex sola gratitudine beneficii」受領する旨「明確に clare」表示しておけば、貸主と同じく、徴利の罪に問われずに済むことになる。

ところで、モヤは、「モハトラ mohatra」という語を、「正当価格の最低額で売り戻すべき旨の約定を伴い、正当価格の最高額で商品を掛け売りする iusto pretio summo, merces credito vendere, cum pacto retrovendendi pretio iusto infimo」場合に限定して用いている（第8番）。この用語法に先例がないわけではないが⁶⁴⁾、二要件説の先達であるサラスやルゴを含め、大半の論者は、中立的に「モハトラ」に言及した上で、その許容要件を論じており、オニャーテに至っては、許容要件を満たす場合を「健全なモハトラ sana mohatra」とさえ呼んでいた⁶⁵⁾。これに対して、ドミニコ会を中心とするカトリック内の主流派からの批判の矢面に立っていたモヤは、二要件説に基づくモハトラ許容論に与しつつも、「モハトラ」という語に付きまとう負のイメージを回避し、「モハトラ」排斥を見せかける戦略を採ったものと解される。

そのドミニコ会との論争とモハトラ論との直接の関わり合いは、トゥールーズのドミニコ会士ヴァンサン・バロン Vincent Baron (1604-1674年) による『小論』批判に応えた傍論部分（第9番）に見ることができる。両者の争いの的となったのは、カイエタヌスの『諸罪要説』の一節の解釈であった。そこには、「購入が許されない emptio est illicita」場面の一つとして、「売り戻す約定に基づき、購入される価格が物の有する価値を下回る場合 ex pacto de

64) 例えば、パニェスは、「最初からその商人が同じ商品を安値で買い戻す約定を伴って売却していたならば、そのような契約は、<モハトラ>と呼ばれる国家にとって有害な契約である si mercator iste a principio vendidit merces cum pacto emendi rursus easdem viliori pretio: talis contractus est pestiferus republicae qui dicitur mohatra」と述べていた（「売買による徴利（3）」X、352頁以下参照）。

65) De contractibus onerosis, 160.

retrovendendo, si pretium quo emitur minus est, quam res valeat」が挙げられ、「購入の名目で隠蔽された消費貸借の例となる *habet speciem nutui palliati sub nomine emptionis*」とされる一方、「価格が正当であるならば、契約は許容されると解され、頻繁に行われている *si pretium est iustum, contractus licitus reputatur, et frequenter fit*」とある⁶⁶⁾。『小論』の中で、モヤは、この一節の趣旨について、「売り戻す約定付きで何かが購入される場合、価格が正当であるならば契約は許容されるものと解される *quando venditur aliquid cum pacto de retrovendendo, si pretium est iustum, contractus licitus reputatur, et communiter sit*」が、「購入される価格が物の有する価値を下回るならば、この限りではない *secus, si pretium, quo emitur, minus est quam res valeat*」と説明した⁶⁷⁾。これに対して、バロンは、上記一節に含まれる二つの命題、すなわち、「物をその有する価値よりも安く購入するならば、購入は許容されない *si rem emat minoris, quam valeat, emptio est illicita*」との「第一の命題 *prima propositio*」と、「正当価格で購入するならば、契約は許容されると解される *si pretio iusto emat, contractus licitus reputatur*」との「第二の命題 *secunda propositio*」の順序が入れ替えられた点を、『道徳神学の手引後編 *Manuductionis ad moralem theologiam pars altera*』(1665年初版)や『キリスト教倫理の17の論拠 *Ethices christinae septemdecim loci*』第二卷(1673年初版)といった著作で執拗に非難する。モヤは、「高値で同一人に売却したも

66) *Summula Caietani*, 139. ここで、カイエタヌスは、購入に続いて賃貸を仮装する場面(定期金売買に相当)も含めて、実際には次のように述べている。「第四に、売り戻す約定に基づく場合、適切な年定期金で売主に賃貸する約定を伴う場合も含め、購入される価格が物の有する価値を下回るならば、そうである。というのも、この場合、購入の名目で隠蔽された消費貸借、定期金の名目で隠蔽された徴利の例となるからである。従って、価格が正当であるならば、契約は許容されると解され、頻繁に行われている。Quarto, ex pacto de retrovendendo, et quandoque etiam cum pacto de locando venditori sub annuo censu moderato, si pretium quo emitur minus est, quam res valeat. Habet enim tunc speciem nutui palliati sub nomine emptionis, et usurae palliatae sub nomine census. Unde si pretium est iustum, contractus licitus reputatur, et frequenter fit.」

67) *Opuscula*, 299-300.引用は1665年ケルン刊のテキストによる。

のが売主によって安値で買い戻されても徴利の罪は免れ得るといふ趣旨をその意に反して引き出すことでカイエタヌスを拷問し苦しめているCaietanum cruciet, excarnificet, ut ab invito eliciat, posse citra usurae vitium redimi minoris a venditore, quod pluris eidem vendiderat」というのである⁶⁸⁾。バロンによれば、カイエタヌスは「この種の契約が徴利の隠蔽として交わされる旨明言しているcontractum hujusmodi fucata usura initum esse pronuntiarit」のであり、「それは、俗語で<モハトラ>と称され、ほとんど全ての神学者にとって耐え難く忌避されるべき約定に他ならないaliud nihil sit quam pactum quod vulgari vocabulo Mohatra appellatur, omnibus fere Theologis intestabile, et horrendum」のだとされる⁶⁹⁾。にもかかわらず、モヤによる命題の入れ替えは、カイエタヌスが「モハトラMohatra」を許容したとの偽りの結論を導き出している。以上がバロンによる批判の骨子であった。

この批判が的外れである理由をモヤは二つ挙げている。一つは、そもそも上記の一節が「モハトラ」の是非とは無関係であるという点である。実際、そこでのカイエタヌスの議論は「全く別の諸事例alii longe diversi casus」に関わるもので、例えば、「金銭を必要とする者から、売り戻す約定を伴い、現金払いで家屋を購入する者が、正当な契約を為し得るかan qui ab egente pecuniis domum emit, pecunia praesenti, cum pacto de retrovendendo contractum licitum efficiat」について論じられていたにすぎない。ただし、モヤ自身、『小論』では、この一節を、「例えば100の厳しい価格で商品を掛け売りし、直ちに

68) Manuctio, II, 170.引用は1665年パリ刊初版による。この一文の末尾には、「この種の契約が徴利の隠蔽として交わされる旨明言しているにもかかわらずquamvis pactum illud fucata usura initum pronuntiarit」とあり、バロンは、後に『キリスト教倫理の17の論拠』の中で、旧著から同じ箇所を引用し、あらためて「モハトラ」批判として敷衍する。モヤは、反論にあたって、バロンの新旧両著によく目を通しているといえよう。

69) Ethicae christanae, II, 375.引用は1673年パリ刊初版による。なお、同箇所では、主語が「カイエタヌスと彼に与するバネスCajetanus et illum secutus Bannes」となっており、モヤの地元スペインにおけるドミニコ会の権威の象徴としてバネスの名も挙がっている。

それらの商品を、最低価格である80の現金払いで購入することが商人に許されている *licitus est mercatori credito vendere merces, pretio rigoroso, verbi gratia centum et statim numerata pecunia eas emere octoginta quod est pretium infimum*」⁷⁰⁾ こと、つまり、モハトラ許容論の補充的論拠として挙げており、旧著の時点では、モヤもまたバロンと同じ誤謬を犯していたといえる。バロンはこのモヤの議論を額面通り受け取ってしまったようであり、モヤとしては、バロンの批判を退けると同時に、『小論』における自らの議論を修正しておく必要もあった。そこで、モヤがもう一つの反論として指摘したのは、カイエタヌス自身が、『諸罪要説』の別の箇所⁷¹⁾で、「暗黙に犯される徴利 *usura implicate commissa*」の一例として、モハトラに相当する取引に言及しているという事実であった。そこでは、「金に困っている者との間で複数の契約の同時締結を仮装する *cum egente pecuniis palliat multos contractus simultaneos*」場合について、その徴利性が明確に肯定されている。すなわち、「布地 *panum*」のような商品を掛け買いすると同時に安値で売り戻す取引では、「売り戻す旨の約定が交わされる *intervenit pactum de retrovendendo*」が、そのような約定は「他人の場合には交わされない *non intervenit cum alio*」から、「複数の契約の下に徴利が隠されている *usura est palliata sub multis contractibus*」というのである。モヤは、この決定的な箇所を見落とししたバロンの不首尾のみを強調し、『小論』での自身の言説にふれることはなかった。

『諸罪要説』のこの箇所は、「隠れた徴利 *usura palliata*」の罪の根拠を「同じ商品を安値現金払いで相手から買い戻す意思 *animus iterum pecunia numerata easdem viliori pretio ab illo emendi*」に求める見解の典拠の一つとしてモリナが挙げたものであった⁷²⁾。そのカイエタヌスの所論の内、モリナが着目したのは、徴利隠蔽のために売主と買主の間で交わされる「売り戻す約定 *pactum de retrovendendo*」に関わる部分ではなく、むしろ、安値買戻しによる利益を狙う売主について、「本当のところ、彼がかの者に売却したのは当該

70) *Opuscula*, 298.

71) 「売買による徴利 (2)」IV注5参照。

72) 「売買による徴利 (2)」IV注3参照。

利得のために他ならない*iste in veritate non venderet illi nisi propter hoc lucrum*」とした一文であった。しかし、モヤは、この一文を念頭に、「約定が欠けているならば、実際には何も条件となっていない*conditionalis, deficiente pacto, nil ponit in re*」から、「この最後の論拠は重要ではない*haec ultima ratio pauci ponderis sit*」としている。「売り戻す約定」が交わされない限りモハトラは許容され、安値買い戻しによる利益を狙う売主の「意思*animus*」だけでは徴利の罪を問う理由にはならないというわけである。このようなカイエタヌス説をめぐるモリナ（三要件説）とモヤ（二要件説）の解釈の相違には、イエズス会士によって担われてきたモハトラ論の変遷が象徴的に示されているといえよう。

(未完)